

戦国期における富士門徒の動向Ⅱ

河東一乱と富士門徒〔一〕

菅野憲道

① 河東一乱とは

室町中期以降、とくに戦国期における日蓮門下史は、各地とも大名領国制の下にあつて、たびかさなる戦乱と権力交代のために、在地支配の実態や支配勢力の消長が明かでなく、したがって寺家の盛衰についても不明な部分が多い。

この時代が一般に暗黒時代と称されるのは、戦乱にともなう殺戮・破壊や略奪・放火などの残虐行為の横行によることはもちろんであるが、その結果として引き起こされた、在地社会における伝統と記録の断絶、情報の混乱、地域社会や同族間の分裂抗争という要因も見逃してはならない。事情は富士門流にとつても同じことで、教団史・教学史において、多

くの空白部分が生じている。

ここでは、天文年間のいわゆる「河東一乱」について概観し、あわせて富士門徒の動向をさぐり、歴史の空白を少しでも埋めることによって、教団史・教学史研究の深化に資しようというものである。

「河東」とは、富士川東岸から富士下方・上方・駿東郡におよぶ一帯をさす歴史的地名である。

「河東一乱」は、富士地方の領有をめぐる今川義元と北条氏綱・氏康が天文六年（1537）から同十四年（1545）まで、九年におよぶ激しい争奪戦をくりひろげたことを「河東一乱」と称する。

河東一乱の概要については、すでにいくつかの研究論文があるが、近年新たに

静岡県史が編纂刊行されて、通史編には河東一乱についての経緯を詳述しており、この戦乱の動向についても、新たな知見をもたらすことになった。①

河東地方はもとと関東府との境界という地理的条件のため、今川氏が駿河進出以来、国人・土豪層の抵抗にあつて安定的に支配下におくことが難かしい地域であつた。

また、今川義忠没後の後継をめぐる内紛がおこつた際に、伊勢新九郎長氏（義忠夫人の兄・後の北条早雲）の活躍によつて嫡子・竜王丸（今川氏親）が家督につき、その功績により、伊勢新九郎は駿東郡および富士下方十二郷と興国寺城を給わつて、河東一帯を支配していた時期があつた。

延徳・明応頃（1491）に伊勢新九郎は伊豆の堀越公方（足利茶々丸）を倒し、韭山城を拠点として伊豆の国を平定、ついで小田原城を落として相模・武蔵へも侵出し、戦国大名北条氏として今川氏から独立、主家を凌駕する勢いで拡大途上にあつた。

こうした経緯から、今川氏親・氏輝父子と北条早雲・氏綱父子から固い同盟を結んで、甲斐武田氏を攻撃するなど、しばしば共同で軍事行動をとっていたのであつた。

ところがその後、天文五年（1536）

に今川氏輝が急逝すると、再び今川家の内紛がおこつた。いわゆる花蔵の乱である。

この時、北条氏綱は今川氏親四男で富士善得寺の禅僧だつた梅岳承芳（今川義元）派に援軍を送り、三男玄広恵探派の本拠・花倉（藤枝市）まで兵を進め、謀叛を鎮圧した。

しかし、領内深くまで侵入してきた北条軍の行動に対し今川義元は疑念を懐いたといわれ、花蔵の乱の鎮圧後まもなく天文六年二月十日、武田信虎の娘（信玄

の姉）を正室に迎え、駿（今川）甲（武田）同盟の道を選んだ。

これを裏切りとみた北条氏綱は天文六年二月、挙兵して河東に一気に侵攻した。北条氏にとつては駿甲同盟の脅威に対す



今川義元木像

る防衛的措置であるとともに、かつて父早雲の支配下にあつた河東地方の奪還作戦でもあつた。

「常在寺衆中年代記（妙法寺記）」には以下のように記されている。

「此年（天文六年）二月十日、当国屋

形（武田信虎）の御息女様駿河屋形（今川義元）の御上になおりめされ候。さるほどに相模の氏綱、色々のさまたげめされ候へども、なり申さず候て、終には弓矢になり候て、駿河国興津まで焼きめされ候。さるほどに武田殿も須走口へ御馬を出しめされ候」②

② 大石寺が受けてきた制札

この乱の時、大石寺が北条氏から申し受けてきた制札が残っている。

大石寺
制札

右、当手軍勢甲乙人等
濫妨狼籍之事、堅令停止
之了、若於違犯之族者、可
処罪科者也、仍如件、
天文六年

二月廿一日

（花押）（氏綱） ③

制札（禁制）とは、加陪かばいの制札ともいい、戦国大名や国人等の権力主体が、寺家や郷村の名主などの求めに応じて発給

され、寺社や郷村・家などを軍兵・足輕・地下人の乱暴・放火・略奪・誘拐・強要などから庇護（かばい）（加陪）する旨を記した証状で、戦時における軍勢の戦闘行動等からかばうものと、平時における寺家・郷村等の安全を保証する者がある。

山岸峰夫氏らの研究によつて明らかになったことは、① 制札をもらう側が、発給者の陣所などに出かけていつて要請する。② 箭銭・兵糧・軍役などの軍費の徴発に代わる相当の札銭を発給者（大名・国人など）に上納する。③ 制札をもらっただけでは効力はなく、制札受領者が当該寺社などにとどまつて、軍勢等がきたら制札を掲げ、身体をはつて交渉することなどで、従来の通念を改めるものであつた。④

この北条氏綱の大石寺宛の制札の場合、「右、当手軍勢……」

とあつて、冒頭に「当手」文言がある場合、富士郡上野郷が北条氏領国ではないので、当方の軍勢や地下人などの乱暴狼藉からはかばうことができるが、今川方の軍勢や地下人等の所行は関知するとこ

ろではないという意味を言外に含んでおり、「当手」文言が記されているか否かは受給者の在所が、発給者にとつて領域公権内か外かの認識を示すものであるとされる。⑤

また、制札には、直状形式と、奏者に



北条早雲像

よるものがあり、この場合は直状形式で、数多くまとめて出された場合が多いといわれているように、同時期同様式の制札が沼津妙覚寺・星屋氏にも発給されている。⑥

さて北条氏綱が出陣したのは「快元僧都記」によれば

「廿六日丙子、天晴、○中略（北条）氏綱駿州出陣」⑦

とあつて、三月二十六日である。

ところが、大石寺が申し受けた制札は三月二十一日付と二十三日付のほぼ同文の二通である。したがつて北条軍出陣直前に禁制を申し受けたことがわかる。

この時、今川領内の大石寺が、なぜ小田原から出陣する北条軍の動静をいち早くキャッチし、制札を獲得できたのか。当寺の大石寺がいかなる人脈や血縁地縁を北条氏に対して持ちえたのかは分かっていない。

当時大石寺の貫首は日院師である。院師は、土佐国幡多の吉奈図書亮高国の子であり、前貫首日鎮師から永正十七年（1520）に3才で付弟と定められた、いわゆる「稚児貫首」である。鎮師は大永七年（1527）五十九才で没したが、ときに院師は十歳の幼童で、稚児の名を良王と称し、いまだ土佐国宿毛にあつたものと思われる。⑧

「家中抄」によれば「十三歳にて富士に登り、当家を習学す、十七歳にして相州土屋に往て台家を受く、又武州仙波に

往いて実海の座下に於て広く修学す」^⑨とあり、土佐から大石寺に登って代官の老僧等の訓育を経て、天文三年（1534）、十七才の時には関東天台の土屋談所（平塚市・大乘院）に笈を負い、ついで仙波中院に遊学している。^⑩

したがって、天文六年時は大石寺は引き続き代官・仲居等によって守られていたものと思われる。

この前後に大石寺の代官をつとめた僧が誰であったかは記録がなく不明である。あえて推定すれば院師より年長と推定される理境坊日典、久成坊日悦が考えられる。

要法寺日辰が弘治二年（1556）に大石寺を訪ねた際に応待し、「妙行坊後に久成坊と名く此の人は昔石田の僧なり」^⑪と記されたように、久成坊日悦は鎮師と同じく下野出身で、もと専門の石田の法華衆であった。

日辰はその翌々年にも富士に登って日興門流諸山の通用を企てているが、そのおりも、

「……永禄元戊午（1558）十一月九日貴所大石寺ノ久成坊理境坊對談ノ時顯應坊ノ一冊ヲ借りテ日辰令ニ披見ニ也。

一、永禄元十月上旬日辰大石寺與ニ要

法寺通用ノ文ヲ書テ贈ル也、時ニ大石寺ノ當住久成坊理境坊輩同心通事ノ案文ニ云ク佛造立ハ迷妄救助ノ方便ト被レ書云々、……」^⑫

とあって、造像読誦派の日辰の通用申し入れに対し、日悦は理境坊日典とともに院師の後見的な立場にあつて、これを拒否していることが知られる。

この中でてくる「顯應坊ノ一冊」とは左京日教の著書をさす。ちなみに、「六人立義廢立私」（左京日教著）の奥書に、

「天文三掄（1544）五月日 久成坊日悦判

永禄十三年（1570）庚午九月十二日ヨリ草氣ヲ煩ヒ十月九日ヨリヲコリヲ煩ヒ、老後、事必定靈山參リト存候所ニ不慮ニ取直ス分候、夫ニ付キロニ任セ申シ候已上。」^⑬

とあって、天文三年の段階で書写した該書を二十六年後に主師に相伝したらしく、「病いと老いで命終かと思つたが、思いがけず回復し……」という文意は、永禄十三年に久成坊日悦がすでに老齢だったことを思わせる。

また「穆作抄」（左京日教著）主師書

写本の奥書には、

「右此書者於久成坊日悦所卿公読之（自廿内）後見之人々久遠題目一返之回向必々所仰候之条。

元龜四年（1573）癸酉二月十五日移之（亭師注・日主上人弱年の筆也）」^⑭

とあって、久成坊日悦のもとで、青年期の主師が左京日教の著書を学んでいることが知れる。また左京日教自筆本の「類聚翰集私」「四信五品抄見聞」については日主師が理境坊日典から相伝している。^⑭

また永禄七年（1564）になって院師が理境坊日典に対し、什宝の大聖人御消息十五通の内から一通を与えたことは、代官として永年奉公したこと恩賞と思われる。

制札の獲得は理境坊日典・久成坊日悦ら代官・老僧の働きによるものか、はたまた未だ青年僧の院師自身が、相模土屋談所の縁故を通じて北条氏へ申し入れたものか、判然としない。

ともあれ、北条軍の駿河侵攻を事前に察知し、急いで北条氏の制札を獲得に走

ったことは確かで、これが功を奏して天文六年時の河東一乱における戦火から、大石寺は事なきを得たものと思われる。

北条軍は三月四日には吉原を本陣とし、七月まで数次にわたる激しい戦闘で富士下方一帯を掌握していった。

また富士上方についても、三月七日の小泉久遠寺における戦闘をはじめ数次に渡る戦闘があったらしく、翌天文七年には北山本門寺も北条氏から制札をもらい受けている。上方でも当初はやや北条軍が優勢であつたろう。¹⁵

③ 富士氏謀叛と久遠寺焼亡

ところで、この乱の富士上方における戦闘では、富士宮若への今川義元感状が知られている。

昨日七日、小泉上坊楯籠敵逐払手負数多仕出之由、被官小見右近亮注進、粉骨神妙之至也、人数弥於忠節者、可加褒美之状如件、

(天文六年)三月八日 義元(花押)

富士宮若殿

16

従来この文書は、河東一乱の時、富士宮若が小泉上坊に立て籠もつて北条軍に抵抗したと解釈されている。¹⁷

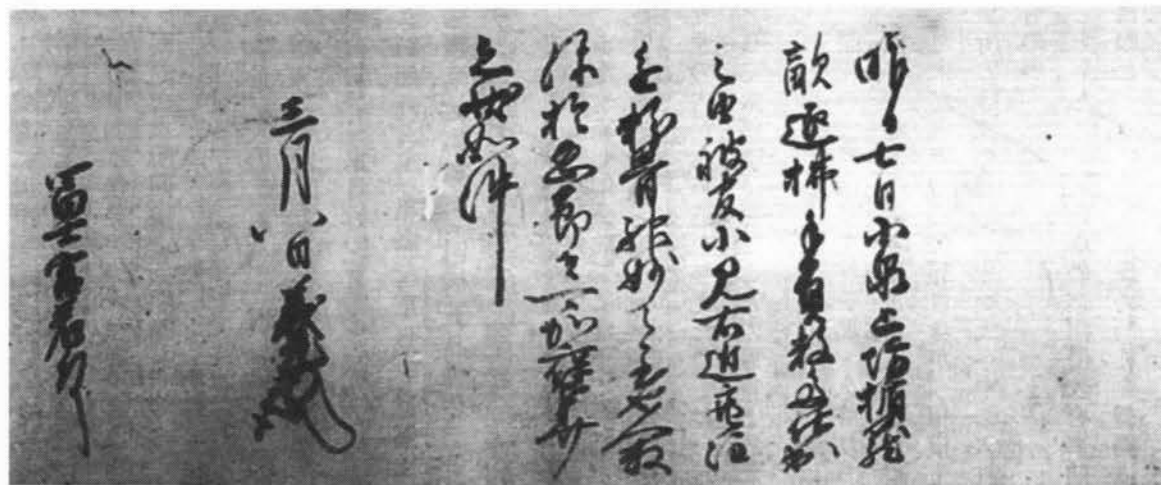
しかし、この感状の文意は、富士宮若が「小泉上坊二楯籠」つて「敵ヲ逐払」つたという意味にもとれるが、また一方で「小泉上坊二楯籠ル敵」を富士宮若が「逐払」つたという意味にも解釈されるので、よほど慎重に検討されなければならない。¹⁸

ところで、この小泉上坊が小泉久遠寺をさすことは次の文献によつて証される。

「久遠寺置文 …… (中略) ……」

一、天文六年丁酉富士殿謀叛之時、日是有同心而還俗之後、久遠寺御堂・客殿等焼亡、世出悉破滅及数年而、御尊形御牢屈之 後、日我加内意尊形本地仁御帰座、学乗坊日和切払地形、番役 被勤之僧衆少々還住、且那大体本覆、……」¹⁹

本文書は天文十八年の久遠寺本堂再建時の置文であるが、これによれば、富士



今川義元感状

氏が（今川に）謀叛し、これに久遠寺日
是が還俗して加担し戦闘行為に加わった
ため、久遠寺の寺中惣構え悉く焼失し
て、灰燼に帰したという。その間御本尊
の生御影は某所に避難申し上げ、数年後
によりやく飯堂に御帰座申し上げたこと
が記されている。

前掲の感状と、日我が久遠寺置文に記
した戦闘は全く同時期、同地域の戦い
で、したがって、この小泉上坊とは、小
泉久遠寺のことと断定して良さそうであ
る。

上坊の名称についていえば、小泉法華
衆は、鎌倉末期からすでにその存在が知
られており、南北朝期には南条時綱によ
って小泉法華坊（下之坊・現妙円寺）が
開かれたと伝承されており、郷師の墓所
がここに定められたことも符合してい
る。その後、日安師の代に、身延久遠寺
さらには大石寺蓮蔵坊の伝燈を移転再興
した日郷門流の本寺という意義をもつ
て、アワの堂（あるいはカヤの坊）が一
丁程北に新たに建てられている。長い参
道から富士山・本堂・山門を正面に見据
える現在地である。これを下之坊に対し

て上之坊と称したものと考えられる。下
坊（妙円寺）・上坊（久遠寺）ともその
後も何度も戦火や失火によって荒廃した
ため、いまでもその伝承は混乱してい
る。

けれども日郷門流は室町中期に隆盛し
ており、小泉久遠寺は「御尊形」すなわ
ちかの有名な生御影を安置した御堂を中
心に客殿・僧坊等の堂舎を構えていたの
であった。^②（つづく）

補注

① 静岡県史通史編2中世第三章、また先行論
文として大久保俊昭「河東一乱をめぐつ
て」（戦国史研究2号）、前田利久「花倉の
乱再評価」（地方史静岡15号）などがあ
る。

② 同資料編7中世3、485頁

③ 同資料編7中世3、485頁

④ 峰岸純夫「戦国時代の制札」（古文書の語
る日本史5）、「戦乱の中の制札」（武田氏
研究11号）

⑤ 菊池登「信長の禁制について」（日本史研
究137号）、佐藤博信「16世紀前半における
江戸湾をめぐる房総諸勢力―品川妙国寺の
禁制」（金沢文庫研究286号）

⑥ 山室恭子「後北条氏と印判状」（遙かなる
中世9号）

⑦ 同資料編7中世3、486頁

⑧ 富要集8巻35頁、歴全1巻443頁、同

445頁。稚児貫首は室町期に広く見られ
る寺門維持、発展の方法である。

⑨ 富要集5巻258頁。仙波談所には時師な
ども遊学している。

⑩ 土屋談所では妙本寺日倪師も修学してい
る。佐藤博信「中世寺院における修学の歴
史的性格―妙本寺と関東天台」（千葉県史
研究5号）に詳しい。

⑪ 「祖師伝」富要集5巻41頁、

⑫ 「本因房へ返状」（夏期講習録、S4要法
寺刊）4編。この案文とは富要集9巻64
頁の書状である。

⑬ 学優写本・研究教学書④761頁

⑭ 理境坊日典については日鎮師書写本尊脇書
「明応三年（一四九四）六月七日、大石寺
門弟下野国蓮部住僧丹波阿闍梨日典授与
之」（下野蓮行寺蔵）の人物がのちに理境
坊に転じたものと推定すれば永禄七年には
九十過ぎの高齢である。なお左京日教師は
一時期下野で鎮師はじめ日典・日悦ら下野
法華衆に教授していたのではないかと思わ
れる。

⑮ 同資料編7中世3、499頁

⑯ 同資料編7中世3、487頁

⑰ たとえば静岡県史通史編2中世804頁。

⑱ 大宮司家が分裂して今川氏に敵対した事実
は佐藤博信「安房妙本寺日我の歴史的位
置」（歴史学研究684号）において指摘
されている。

⑲ 同資料編7中世3、693頁

⑳ 小泉久遠寺の成立過程については稿を改め
て論ずる予定である。

戦国期における富士門徒の動向Ⅱ

河東一乱と富士門徒二二

菅野憲道

③ 富士氏謀叛と久遠寺焼亡(つづき)

富士氏は、鎌倉期から富士浅間社(駿河大宮)の大宮司職を代々相伝してきた家筋で、南北朝の動乱を通じて庶子・社人等を軍事勢力に編成して被官化し、この地における有力な国人衆に成長をとげた名門である。^①

しかし同族間で向背を異にするこの時代のつね、富士氏も南朝方と北朝方に分かれて争い、永享の頃(1429)には狩野氏・興津氏とともに今川範忠に反旗をひるがえし、明応年間(1492)には富士兵部大輔入道祐本と富士能登守忠時の親子間で内訌があり、足利義政の裁定により家督は傍系の親時(宮若の祖父か)に移って

いるなど、その家系は必ずしも単純ではない。

室町中期以降、領国の支配を強める今川家に対し、狩野・興津・富士氏ら在地の伝統的な勢力である国人衆は、何度か局地的な抵抗を試みるのであるが、次第に制圧され、弱体化して家臣団に組み込まれていく。国人衆の家督相続も、当初は足利將軍によって安堵されていたものが、將軍権力が空洞化することによって戦国大名の安堵に変わってゆき、領国支配はいっそう強化される勢いにあった。かくして支配権を強めてきた今川氏に不満をもつ富士氏やこの地の土豪に対し、今川の家督交替に伴う内訌と在地の混乱に引き続いておこった河東一乱で

は、北条氏の調略がさまざまにおこなわれていたものと思われる。

天文六年(1537)二月、北条軍の侵攻(河東一乱)に対し、小泉上坊での攻防戦による勲功で富士宮若丸は前掲のごとく感状を受け、ついで同年には恩賞が実施されている。

富士宮若丸知行田中渡辺三郎左衛門拘井羽鮒清善次郎年来拘置名職等之事
右、彼名主今度敵地江取退之上者、無他綺為新給恩可為地頭計者也、仍如件、

天文六丁酉年五月十五日

義元(花押)

富士宮若殿

②

これによれば、北条軍についた渡辺三郎左衛門・清善治郎の、田中（小泉の南西か）・羽鮒（芝川町南部）の領地・名職等を没収し、今川義元から富士宮若に新給恩として宛行われたのである。

すなわち、富士上方の小土豪と思われる渡辺三郎左衛門・清善治郎らも、今川氏に敵対して小泉上坊での謀叛に同心したものと考えられる。

この時、下方一帯は、吉原城を拠点とする北条軍が制圧することに成功し、富士川をはさんで蒲原城の今川軍と対峙している。上方については、明確ではないが、この時期の井出文書に、

「富士に於て各敵方に属すと雖も、堪忍して奉公せしむ中、……」^③

とある文言、すなわち同地に於て多くの者が北条軍に属する中で井出駒若が今川方に属して敵方の攻勢に耐えて忠節を尽くしたという内容、あるいは、同時期の今川義元感状の、

「今度一乱之砌、在所を捨てて馳せ参じ、忠節を為す……」^④

「河東乱入之刻、在所を引払て当府に馳せ参じ、忠節神妙之至也……」^⑤

すなわち富士大宮、村山の社人等が富士上方の在所を捨て府中に馳せ参じたことを褒美する等の文言をみると、この地でも多くの土豪・地下人が北条軍に属したものとみられ、富士宮周辺は両軍の勢力が拮抗し不安定な状況となったようである。

おそらく富士・井出・清党も一族を二分して争ったものと思われる。

富士大宮司の動向についていえば、天文十三年十月、今川義元が鈴木庄左衛門に、富士浅間社行甚大夫の遺領を安堵した判物には、

「若富士大宮司雖令還住、無綺可相計者也」^⑥

とあり、あきらかに富士大宮司が在所から逃散している文言がみられ、この他にも同時期の今川氏発給文書に富士大宮司職の権限を否定する文言がしばしば現れ

る。^⑦

また、この争乱のとき浅間社の御神宝刀（浅間丸）が紛失したことも、浅間社が混乱に巻き込まれたことを物語っており富士大宮司の失脚と符節を合わせている。^⑧

以上のことから河東一乱で富士大宮司能登守が敗れて北条方に退出したことはほぼ間違いないものと思われる。

ところで、富士大宮司（実名は不明）の子息かと思われる^⑨富士宮若丸は早くから駿府の今川館で奉公しており、天文元年（1532）には今川氏輝の馬廻衆としてその忠義を賞されている^⑩。さらに天文五年の花蔵の乱の時には今川義元の陣中に長期在陣して感状を給わっている^⑪。したがって、富士宮若丸は一貫して今川家当主の側近として忠節を尽くし、北条軍に呼応した富士氏謀叛に対しても先鋒として活躍していたのである。

この富士大宮司の謀叛が今川方の富士宮若丸等の反撃によって失敗して以降、大宮司領およびその屋敷（館）は、その

後葛山甚左衛門が代官として預かつていたようで、永禄四年になって、ようやく富士兵部少輔信忠（宮若・富士九郎次郎）が大宮城（大宮司屋敷を要害化したもの・富士宮市城山町）の城代に任じられており、この頃に富士兵部少輔信忠が大宮司職をも継承したものと考えられる。

しかし今川義元は天文一四年の第二次河東一乱による旧領奪還以降、大宮司家の開発領を恩賞として給付したり、神事に関与して社家を直接支配するなど、富士浅間社に対する支配を強め、大宮司職の権限は相対的に弱体化している。^⑩

さらに富士宮若は、大宮司が代々名乗ってきた能登守を称さず、後に相模守を称している^⑪ことをみても、大宮司家の家督とその権力に大きな変化あったことが知られる。

以上のことを総合すると、前述の感状の事件は、天文六年二月末の北条軍の河東侵攻に呼応し、富士大宮司が一部の土豪や還俗した久遠寺日是らを同心衆とし、小泉久遠寺を要害化して立て籠も

り、今川軍に反旗をひるがえしたものであることが分かる。

この謀叛は旬日余りを経た三月七日、今川義元の親衛隊ともいふべき馬廻り衆・富士宮若丸らの軍勢によつて急襲され、小泉上坊（久遠寺）は焼亡したのであった。

この時、寺家衆や檀越は北条・今川両派に分れ、寺僧や被官百姓などが逃散するなど、久遠寺は壊滅的な打撃を蒙つたであろう。

【補注】

① 富士氏について、全体を通観した研究論文は少なく、「浅間神社の歴史」（富士の研究Ⅱ）、関口宏行「今川氏の国人領主」歴史手帳五巻六号、鎌倉期までは湯山学「富士郡と富士氏」地方史静岡⑦、戦国期では前田利久「戦国大名武田氏の富士大宮支配」地方史静岡②⑩がある。

② 静岡県史資料編7中世三（以下「静七」と省略）一四三八号文書。

③ 「静七」一四八七号文書。

④ 「静七」一五一四号文書。

⑤ 「静七」二〇三二号文書。

⑥ 「静七」一六九七号文書。

⑦ 「静七」一六四四・二〇三五・二〇九七・二八一二・二八一六文書

⑧ 乱後、御神宝刀を見つけ出した穴山梅雪が天文十五年に浅間社に奉納している。

「静七」一八三一号文書。

⑨ 「静七」二五〇一文書。幕府から宮若丸に家督相続が安堵されたとの日記。宮若丸という童名が、富士家の嫡男の通称だったと思われる。親元日記・寛正六年（1465）「富士兵部大輔入道祐本方へ御状、孫宮若丸就安堵之儀二千疋」

⑩ 「静七」一一九五号文書。

⑪ 「静七」一三八一号文書。

⑫ 「静七」二九五三号文書。「今川氏真判物」

「年来葛山甚左衛門尉（頼秀）仁申付、富士大宮司分代官職之事、

右、只今甚左衛門尉令改易訖、然者信忠為城代申付之条、人夫諸公事等、如前々相計之、当城普請以下、無懈怠可相勤之者也、仍如件

永禄四辛酉年七月廿日氏真（花押）
富士兵部少輔（信忠）殿」

⑬「静七」一六七五号文書。大久保俊昭

「戦国大名今川氏の宗教政策」地方史静岡。

⑭浅間文書纂73頁（本宮記録）「富士相模守信通（忠）」

④ 久遠寺日是关于

つぎに日是关于人物を見てみよう①。

日是关于妙本寺十代日继が代官として久遠寺住持に任じた僧であるが、事件の後に歴代から除歴されたために出身地など詳しいことは伝えられていない。

この頃、日郷門流における支配体制は小泉久遠寺は名目上の本山であっても保田妙本寺が法頭はつとうとして一門の上人が居住して両寺を差配し、久遠寺住持は代官として居住し、日向本永寺住持に学頭職があった。日继も久遠寺から日要の跡を受け継いで妙本寺に晋すすみ、久遠寺には代官として日忠が、ついで日关于が任じられている。

ところが日继はその晩年の大永三年（1523）に、

「先師日要上人の筆記の如く、愚僧受学の結縁之直弟は皆以つて非器之族に候。将又老若衆僧之中に器要之人これ無く候」②



小泉久遠寺本堂（静岡県富士宮市）

といつて、後继を定めず、関東・九州東西門中の中で、しかるべき人物を尋ねて後继を選ぶよう置文し、その四年後（1527）に遷化している。

通例であれば久遠寺代官を妙本寺後继に任ずるところであろうが、あえて誰も相承せず上人職を空位のままにして門中で協議の上で定めよと遺言していることは、(1)日关于のとなりに問題があったこと、(2)上人職の座を継ぐものがしかるべき器量の人物でなければ、空位にして代官・老僧が預かり、人格・学識・出身の家柄などがふさわしい僧侶が出るのをまつという、近世以降の貫主相承の形態とはかなり異なる考えが見てとれるのである。

ところで日关于は享禄（1528）の頃、西山・重須の和融を計るべく、西山本門寺の日心に書状を送っている。これは実現にはいたらなかったようだが、日关于はこの頃から政治的な動きをしていることは注目される③。

またこの数年後の記録に「前住日关于（日果書状）「日关于と云う愚僧当寺居住の時」（日我「化儀秘決」）とみえていることから、日关于は、日继没後に自然のなりゆきで妙本寺の上人となつたらしい。

しかし妙本寺の貫主に就いて間もなく寺家衆の排斥にあつて失脚したことは、日向の学頭本永寺日杲が妙本寺の地頭にあてた書状によつて判明する。

「追而書省略」

謹で言す。抑も妙本寺之事、前代より富士門徒之惣跡に候、幸に貴殿様之御領内に罷りなり候、頗る一世の御宿縁ならずと覚え候、然れば前住日是我門徒之法度に相違之間、其の沙汰を致し候、聊も緩怠之儀に非ず候、仍つて門葉之惣役は九州に御座候間、代として要賢房を住山致し候、若輩と申し、遠国の者と申し、御意に相違之段有るべく御座候、毎事御扶助、本末惣門中、就中愚僧一身之本望、此事に過ぎ間敷く候、万端之旨は僧の申達せられ候之条、定めて上聞いたすべく候、恐惶謹言

七月二日 本永寺 日杲（花押）
進上糟屋石見守殿 御近習中^④

この書状は、日我が妙本寺に住山するときに地頭糟屋石見守にあてた推挙状ともいふべきもので、日我住山の天文二年

(1533)の書状と推定されている。文意は、「日我は富士門流の法式に背くこと多く、日杲の沙汰として日我を妙本寺から追放し、代官として要賢房日我を住山させるから、諸事宜しくお願いする」との趣旨である。これによつて、日我が享祿・天文元年の二、三年間に妙本寺に住山したことが知れる。

日我の「法度に相違」とは、具体的にはどのようなことを指すのだろうか。これについて日我の「化儀秘決」「年中行事」などに次のようなエピソードを記している。

(1) 富士門流では毎朝、華香水とともに花

(檜)を摘んで仏前に供えるのであるが、供える葉の枚数など、作法が定まっているにもかかわらず日我は、「それはいらぬ事なり、花のほしかるべき仏達は来りて参るべき間、如何程もあり次第つみ置くべし」などとこれを見した^⑤。

(2) また御影供といつて毎月七日十三日十五日など、先師の命日等には、宗開三

祖はじめ歴代分の仏膳をその数だけ仕立てて供えるが、これを日我は「御影供を挙げ申しくだびれたり」とて曰はく、此の如く数多^{あまた}上げ申さば、後には大門迄膳をすえべきか。所用なし。はち一つも上げたならば、くひたかるべき仏は来てくふべし」といつて無用のことと主張した^⑥。

(3) 毎朝の勤行は諸天供養といつて天経において片膝を立てて、十如是・自我偈・唱題が行われていたが、この天拝においてはカネををうたないのが門流の法式であつた。これについて日我は住山の時「鐘を拂つてよむべき由し頻なり、爰に宿老云はく、上代の法式なり。日我云はく、さては先師は手拍子にて経をはじめけるか」とカネを打つて経を読んでいたことを伝えている^⑦。

さらに「申状見聞」には、

(4) 妙本寺法頭^{はつとう}（発頭トモ）・本永寺学頭という門流の秩序体制を、我意をもつて定善寺を初頭^{はつとう}としてその上位に据えて混乱させたことを指弾している^⑧。

さらに、妙本寺の要範から本永寺日杲

にあてられた享祿四年の書状が残されている^⑨。この文書は日是の名を挙げてはいないため注目されることはなかったが、布教のためや高位の貴紳からの供養は謗施を受けるも可としたり、他宗徒の祈祷、紫衣着用など、いちじるしい謗法があったこと記している。その上で、「先師代々之御遺誠を捨置き、無仏法余途に候所に、当代之儀を専に為すべき欺の事」とあり、「当代」すなわち日是の迷乱を列挙して、その是非について、本永寺日杲の指南を乞う文書であったと思われる。この文書の冒頭には日向定善寺の本末関係の件も挙げているから、この点も日我の指弾と符合している。

久遠寺に日是从後住が任じられた形跡がないところをみれば、おそらく日是は妙本寺と久遠寺をかけ持ちしており、要範は妙本寺の留守を預かる老僧であつただろう。日是は妙本寺を追放されても、引き続き久遠寺に止住していて、河東一乱の際に還俗・同心という思い切った行動にでたものと思われる。

動にでたものと思われる。

日我はのちに、

「日是還俗の謗法、更に以て余儀無き也」^⑩

とも、

「本来之住持に候共、謗法に候者、追放有るべく候、当寺之日是同前に候」^⑪

あるいは、

「日是代之事信用に足らず」^⑫

とも断罪し、

「殊に日是之事は大謗法之悪人たるによつて惣血脈之事は、沙汰に及ばず代官職之次第おも之れを除く」^⑬

といつて妙本寺・久遠寺の血脈譜から除歴している。

いかに戦国乱世とはいえ、仏を軽視し、伝燈化儀を無視することは難僧から日興門流の法式を学んだ生えぬきの僧とは考えられず、あるいは日是が定善寺周辺の武家の出身で横入りの僧らしきことを想像させる。日向における本永寺と定善寺の対立も、日是迷乱の伏線として影響しているとも考えられる。

かくして、河東一乱という政治権力構造の変化の外的要因と、門流内部における対立、戦国期における人材不足や混乱とがあいまって、日郷門下に危機的状況をもたらしたのであるが、このことはひとり郷門にとどまるものではなかった。

【補注】

- ① 佐藤博信「安房妙本寺日我の歴史的位置」歴史学研究 684号
- ② 千葉県歴史資料編中世3（以下「千3」と省略）八号文書「日継久遠寺置文」
- ③ 富士宗学要集6巻36頁「辰春問答」
- ④ 「千3」一二九号文書「日杲書状」
- ⑤ 富士宗学要集1巻287頁「化儀秘決」
- ⑥ 富士宗学要集1巻293頁「化儀秘決」
- ⑦ 富士宗学要集1巻335頁「年中行事」
- ⑧ 富士宗学要集4巻80頁「申状見聞」
- ⑨ 「千3」一三五号文書「要範条書」
- ⑩ 富士宗学要集4巻80頁「申状見聞」
- ⑪ 「千3」一八号文書「日我書状控」
- ⑫ 「千3」一一号文書「日我久遠寺置文」
- ⑬ 「千3」一一号文書「日我久遠寺置文」

戦国期における富士門徒の動向Ⅱ

河東一乱と富士門徒〔三〕

菅野憲道

⑤ 重須本門 寺と大納言事件

つぎにこの時期における重須本門寺の動向をみてみよう。

まず重須郷地頭・石河氏については、南条氏・秋山氏らと並んで日興上人の有力な外護者であり重須寺の開基檀越でもあったが、鎌倉幕府崩壊から南北朝の混乱期にかけて没落したものと考えられている^①。

ところで重須本門寺の貫首は、建武元年におこった仙代問答によつて補処日代の擯出騒ぎに発展し、その以降の歴代を日妙・日恩・日藏・日昌・日淨・日国と継いでいる。

南北朝期の頃は太石寺でも東坊地の帰

属をめぐつて日道門流と日郷門流の係争が続いて混乱していたが、重須寺においても、檀越の盛衰と在地の領主の交替ともなつて、さまざまな混乱と対立を生んだものと思われる。次の文書などもその一端を示している。

「駿河国富士上方内重須寺本尊聖教等事
右、任先師日恩上人付属之旨、大藏阿闍梨日藏可奉護持之、并於重須郷事者、日恩永代買得之地也、然者式部阿闍梨長源可任先師讓状之旨、若於背此成敗仁者、可破却彼門弟之状如件、
応永廿四(41)年十月十三日

前上総介御判^②」

すなわち、この今川範政の書下しによれば、重須郷は日恩の永代買得の地であ

るとされ、重須の地は石河氏没落後、新地頭もしくは新領主から金銭をもつて買取る形で安堵されていたのであつた。しかもその日恩から弟子日藏に重須寺が付嘱されたさいにも寺家内部に紛議があつたらしく、日恩没後十五年を経て、駿河守護今川範政による裁決によつてようやく解決したのであつた。

しかしこの裁許を受けた日藏もその三年後に没している。文中にみえる式部阿闍梨長源については不明であるが、この間四、五人の代官がいたという説もあるようである^③、四代日恩の在位期間が三十七年、次の五代日藏が十八年、六代日昌が三十年、七代日淨が四十四年、八代日国が三十六年と、いずれも長期にわたつて

いることなどから想像すると、彼等のうち何人かは若年にして補任され、これを訓育し補佐する代官がいたことであろう。

後世においては嫡々相承などといって、あたかも一系乱れず師資相伝したかのごとく伝えられる法脈譜の背後には、いづれも貫主・代官・学頭などの地位と権利、あるいは寺家の経営や教義信仰をめぐる寺家衆内にもさまざまな葛藤があったのである。その具体例として、「富士諸寺仏法邪正記録」には以下のような伝承を記載している^④。

「一、重須の先師日定、久遠寺日安と世出ともに御懇志なり。しかれば日定衆旦と不和にて上野国板ハナと云う地に取除きなさるる時、日安妙本寺へ日定と御大事ともに移し御申しあづかり成され御帰山有り、此の報恩として、一代日安の御本尊を重須の客殿に懸けられ、逝去の後妙本寺に返され申し

候。」

すなわち、日浄（定）は、一時大衆・檀越から排斥されて上野国に逼塞してお



北山本門寺：開山堂

の後和解して日浄が重須本門寺に還住することができた時、その報恩として日浄一代の間は妙本寺日安書写の曼荼羅本尊を客殿に懸けて拝していたという。

このように、南北朝・室町初期は、いづれの寺家においても、激動する社会的な混乱のあおりを受けて、内部対立や合従連衡などの紆余曲折があり、室町中期にいたってやや安定・発展期を迎えたものの、再び戦国争乱の時代に突入したために、寺家の歴史の実像をして伝説や想像の深い霧の彼方においてしまったのであった^⑤。

ついで戦国期の初め、日国は駿河国主今川氏親より本門寺寺号公称の安堵を受け、守護不入・棟別銭等諸役免許の判物を得ている^⑥。これは「家中抄」によれば「中比、甲駿不和の時、駿兵甲武に籠められ、この時重須の衆僧に密かに書状を通用して駿兵無事帰ることを得たり、その時褒美として今川家より寺号免許の状を日国に賜う」^⑦と言い伝えられており、寺家衆の外交努力が功を奏して今川

天文五年七月は京都では叡山衆徒と法華衆徒が戦い、法華宗二十一か本山が焼き討ちされ、法華衆徒は洛中追放となつた。いわゆる「天文法華の乱」がおこつた年である。またこの時の駿河国は、前述の通り守護大名今川氏輝が急逝し、今川義元に代替わりしたばかりで、翌年一月花蔵の乱を鎮圧して、ようやく駿河国主の地位が安泰となつた。

「定 本門寺仏法世間之儀、衆旦談合
遂ぐべき事

一、先匠従り請取り奉る御正筆之御本
尊六鋪

右、定むる所、件の如し。

日国（花押）

ところで、この時点で重須本門寺に相
伝された靈宝類が、案外少なく^⑩、室町
・戦国期に買増しされて増えたものであ

一、日興上人御直筆曼荼羅大小五十幅。

とあつて、重須本門寺の宝物類がさらに増加している。このことは当時多くの本尊・聖教類が甲駿地方の坊間に売買されていたことを物語っている。すなわちその多くは戦乱・災害などによる寺家・檀越の衰退にともなつて手放され流出したものであるが、次第に本寺におさまつていったものである。また一方で富強者がこれらを高値で求める事があり、こうした中には当然模本・偽書などもふくまれていたであらう^⑩。

また「御大事肩」とは意味不明だが、これより二十三年後の永禄二年（¹⁵⁵⁹）に日辰が重須本門寺に参詣したおりにはこの霊宝類が「笈」の中に納められていた事

を記している^⑬。したがってこれは「御大事笈」と解して大過ないであろう。「笈」とは山伏などが背負う大型の箱状のものだが、戦国の当時にあつては、戦乱や略奪・火災等から宝物を守るため、いつでも非常持出しできるように、笈・葛籠・皮籠などに納められていたのであつた。

ところで、日国はこの定書中に、

「一、御大事其の外遺付之儀、遺弟を相定むと雖も、器用に非ざるについては衆旦渡さるべからざる事」といつて、これ以前に遠江の豪族里見氏の子弟、大納言日源を後嗣に定めており、この稚児が法器でないならば宝物を渡すなども定めている。日国はこの定書を残してまもなく入寂したようである。

大納言日源はいわゆる稚児貫首である。ところが、その翌年、河東一乱の戦乱がきっかけとなり、やがて大納言が重須本門寺から擯出される事件に発展していった。日辰の記録によれば、

「同（永禄二年二月）七日同座（重須



今川義元判物(裁許状:北山本門寺蔵)

本門寺大坊にて）にして重須の檀那井出右京亮盛家の云はく、大納言日源は（或人云く日源は十三歳なり）日国の付属を受け給へども、誤り給へば寺檀

一同して擯出申し畢んぬ、日代上人も又然かなりと、

日辰問うて云はく、大納言日源は童形か、亦何等の謗法ぞや、答へて云はく、日源は生国は遠江なり、天文六丁

西の年に伊豆より駿州を攻むる時、最初に富士の諸郷を滅す、其時の大乱に依つて日源を遠州に移す、日源の母死去なり、父母の親族等日源を勧めて位牌を持つて茶毘所に往かしむ、日源幼少にして是謗罪となる事を知らずして位牌を持つ、後に重須の衆檀之を聞き日耀深く之を遮す^⑭。

すなわち、重須の檀越井出氏が要法寺日辰に語るところによれば、天文六年の北条家の駿河侵攻によつて富士地方の今川家被官等は滅ぼされたのであるが、その際、重須の大衆は日国の付弟・大納言日源がいまだ稚児（童形・十三歳）だったので生国の遠江に避難させたという。

ところが、そのおりに生母が死去して葬儀があり、親族が禅宗かと思われる位牌を持たせて葬列に入らせたので、後に重須の僧俗がこれを聞きとがめ、日耀を立てて大納言日源を擯出したものであるという。

この騒動も数年間、寺家衆を二分して争われたらしく、結局国主今川氏に訴え

て、裁許されている。

「富士上方之内本門寺之事

一、大納言、度々に及んで宗旨法度に背く上、衆僧旦那今度訴訟に及んで、互に目安を上ぐる処、公事落着無く大納言懸落ちの上は、永く本門寺へ競望あるべからざる事。

一、公事に及ぶ処、大納言に同意せしめずと衆僧等既に誓詞を致すに、剰え大納言に組み還る輩之れありと云々、彼の悪僧に於ては、永く両国を追却せしむべき事。

一、先師先判の如く、山中之法度、衆僧旦那、相計うべき事。

右条々、自今以後は違乱あるの輩においては、堅く下知を加うべき者也、仍て件の如し。

天文十三甲辰年十一月廿日

治部大輔（今川義元）（花押）

本門寺 学頭 衆徒旦那中^⑮

結局この紛争は国主今川氏に互いに訴訟して争い、寺家衆の中にも大納言にくものもあつたが、紛争の途中で大納言

が逐電したために敗れたものである。このような事件が、河東一乱の最中に惹起したことは、北条氏の侵略にともなう在地支配の権力構造が変化したことと無縁ではあるまい。（以下次号）

【補注】

①『富士石河氏史』山口稔著昭和43年刊

②静岡6巻一五九八号文書

③富要集8巻150頁

④別称『富士邪正記』保田妙本寺藏。遠本寺日恩作。慶長年間。未刊。富要集9巻等に一部掲載。

⑤室町期の教団史・門流史を信頼性における文献等によって検討し、実証的に歴史像を再現することは、門流各派の教学の形成・変遷を考えるうえで、かかせない作業である。いまでも近世以降の寺社縁起を史実と混同しているむきがあるが、これらはほとんど伝説の域をでない。

⑥富要集8巻152頁、静岡7巻六一七号文書、同七九五文書。

⑦富要集5巻220頁

⑧静岡7巻一四〇三号文書

⑨宗祖真筆本尊の買得の例は保田妙本寺などにもある。「千3」23頁。

⑩本来重須本門寺に伝えられるべき日興上人御筆御本尊で式部公日妙に授与された

もの二幅および秋山氏・石川実忠の息女と思われる千寿に授与されたものが、重須に伝来せずに、妙蓮寺に伝わっていることは、重須における日妙滅後の混乱を類推させる。

⑪富要集9巻20頁

⑫一般社会では室町期に入ると地方でも公家の手跡が珍重されたり、古筆切などが求められた。宗門でも宗祖の御書や花押を切り取って授与する風潮が生まれている。御筆本尊や御書に至っては高値で売買されており、こうした需要のあるところ偽筆が生み出されるのは自然の成り行きである。いまでも多くの模本・偽筆が宗祖真筆として各山に古来から襲蔵されている。

⑬富要集5巻56頁「同二年己未正月八九兩日、日代自筆の五人所破抄を以て点画字勢に至るまで本の如く之れを写す、同十二日戌刻、日住が為に笈の戸を開き靈宝を拝見せしむ、日出自ら笈中より出し二箇の御相承、本門寺の額併に興師の惣付属日妙別付属を拝見せしむ、時に日辰日玉優婆塞一人なり、」（祖師傳）

「永禄二年正月廿八日・日出上人・重須靈宝の笈の中より一札を取り余に示して云く、此れ日心の直筆なり宜く之れを披見すべし」（辰春問答）

⑭富要集9巻117頁・本宗史綱378頁

⑮静岡7巻一七〇四号文書

戦国期における富士門徒の動向Ⅱ

河東一乱と富士門徒〔四〕

菅野憲道

⑤重須本門寺と大納言事件（つづき）

また大納言追放事件の約三十年ほど後に、保田日我が、重須本門寺の隠居日出に宛てた元龜三年（1572）の書状にも、この事件のことが記されている。

「……抑も本門・久遠両ケの契約、上代已来恙なく候、御存知の前に候敷。就中、日浄・日安の御代に定め置かれ候、其れ以後日国・日継の時代、当寺の学頭九州の日杲の取持ちを以つて申合せられ候。日我の代に里見大納言と日耀寺家諍の時、互相より智存と申同宿にて一札に預かり候、其の返状の条文は其の寺に御所持之れあるべく候、大石・西山は大納言眞景の目安を駿府に捧げられ候。当寺より日耀正嫡

たるべき由申す故に安堵なされ候、府内に於て其れを披見存知の方、之れあるべく候、本行坊日輝存ぜられ候、：

①

はじめにこの書状が書かれたいきさつを略述すると、その後の本門寺は日耀の後を継いだ日出の代となったが、永禄十二年（1569）に武田信玄の駿河侵略があり、大石寺等とともに戦乱に巻き込まれて焼亡する事態となった。窮した日出は重須本門寺を再興するために小泉久遠寺の代官であった日義（後称日殿）を、師僧の日我に断りもなく招請し、その反対を無視して後住とした。当時妙本寺貫首職はすでに日侃に譲つて隠居の身となつていた日我だが、弟子の進退の件でもあり、これを誘いといった日出に対し、自ら筆をと

つて厳しく難詰した書状である。

これによれば、

「重須本門寺門徒と久遠寺（妙本寺）門徒は、上代より同門として永く交流してきて、日浄・日安の代、日国・日継の代にはとくに親密な関係にあった。とりわけ、大納言日源と学頭日耀が本門寺の貫首職を争った時には、大納言日源（互相Ⅱ大納言の唐名）から保田門流の智存という同学の僧に、支援を依頼する書状が到来した（が断った）。その時の返状案文は本門寺でも所持しているはずである。この事件は双方とも国主の今川義元に訴えて争ったが、この時の国主の尋問について大石寺・西山は大納言側を最厚する目安を上げた。これに対し久遠寺よりは日

耀側を正当とする具申をしたので日耀側の勝利となり、安堵されたのである。」という内容である。

また、この日我書状にあるこの大納言からの書状に対する「返状の条文」写しも、妙本寺に現存している。

「一、存ぜられず候の処一輪を啓せしめ候、仍て本門寺御住の日、権実雜乱候て離山成され候の旨、仰せ越され候、其の由日我上人へ披露致すべく候と雖も、両方未決の沙汰と云ひ、遠国隔異の注進に候の間、爰許大切に候か。

其上、当寺入学の懇志、後代還住の趣き、更に以つて他の分別に在るべからず候。

其の故は、上人貫首の尊軀に於いても謗法の輕重罪障の浅深等、上古の規則、当今の格式、尚更一準に非ず候の間、一方の伝語に任せ候て是非の旨兼日に相定めがた回く候。

去り乍ら御心底真実に当家趣向の御志は、代々の勤め数年の習学、多日の行功を積まれ候て、其後当門帰入の有

否・滅罪生善の是非仰せ出さるべく候、其時にのそ苴そ上聞に達し候はば定めて御報に及ばるべく候か。

只今の事は天魔外道の禪門に交はり阿鼻獄卒の浄土を願はる、剩へ当日亦本迹雜乱の一致に遷り、義道落居せず候て、小師を輕んじ、衆徒を蔑り其外不信の俗義、謗法の張行、累年其聞え一に非ず。

抑も久遠本門両寺の事は本尊御影両堂の契状、能開所開不二の誓約、まこと諒に以つて三国第一の道場、日域無雙の靈場、御存知の前に候か。然る処血脉の法主たる此の如きの御執成し他に異り候、然りと雖も御還住の有無、血脉属付の評判は本門寺の衆議に在るべく候、此方より擬なぞらひ申すべき事、譬へば拳を以つて虚空を擲つの軀たらくに候か、衆定に候間書札の式一二に能はず候、恐々謹言。」②

これらの書状によれば、大納言日源に権実雜乱の謗法があつたことはたしかなようで、前述の日辰の記録とも符合して

いる。日源はこれまでの素行を反省し、妙本寺に入門して当家の化法化儀の修学を積み、その後に重須に還住できればとの意向だった。「血脉の法主たる此の如きの御執成し」、即ち、重須本門寺の貫首としての地位確認についての争訟について、妙本寺衆の助力を依頼してきたことがわかる。

これに対して、妙本寺衆の返答は（文体から推定して恐らく日我の案文かと思われるが）、「血脉属付の評判は本門寺の衆議に在るべく候、此方より擬なぞらひ申すべき事、譬へば拳を以つて虚空を擲つの軀たらくに候か」といって、すげなく断っている。

この時の貫首職継承をめぐつて、大石寺・西山は前貫首の付囑を根拠とする大納言側につき、妙本寺は重須の寺家衆の衆義を正当とする日耀側を支援することになったが、大納言日源が訴訟の途中に「懸落ち」したために、日耀側の勝訴におわつたのであつた。

ところで、前述の日辰の記録に依れば、大納言は追放事件の時は十三才であ

ったという。付弟に定められたのは日国定書の天文五年以前であるから、中納言日源は、世にいう稚児貫首である。

稚児とは、まだ出家前の少年である。

現行制度では、出家は白衣小僧から沙弥・所化・教師となるが、鎌倉・室町期は稚児といつて俗形のまま十二、十三才頃に入門し、手習い、給仕、書生として過ごし、十六、十八才頃に出家して沙弥小僧となるのが一般的であった。

はたして日源の稚児名が何某で、何歳で出家して「大納言」と通称されたか明瞭でない。しかし日国が定書を書いた時点では、付弟とは定められなくても、悔い返しているようなニュアンス^③も感じられ、妙本寺衆の返状には「累年其の聞こえあり」とあるから、かなり小さい時から付弟に定められていたのだろう。

出家以前か、出家して間もない十三才の貫首を、重須の僧衆檀越の大半が一致して追放した真の理由が、いまだ自分の意志も定まらないような少年の素行だけであつたとは考えられず、むしろその背後の権力構造の変化にこそ求められな

ればならない。

もとより有力な公家や地方豪族の幼童を弟子として譲り受けて稚児貫首に定めることは、当然にその出身家門の家柄や社会的地位・政治力・経済力に期待しての事である。

それは身分制度や社会的階層が明確であつた封建社会にあつては、いかに地方の小寺家とはいえ下級階層の下人・職農民などから貫首に登ることはほとんど不可能であつたうえ、なによりも寺家の政治的・経済的基盤が確立されていない近世期までは、貫首職につく僧侶が、学識や人格以外にも、家柄・経済力などの力を持ちあわせていなければ寺家の維持・経営は成り立たなかつたのである。

まして自力救済が当然の戦国期において、有力豪族の子弟をもらい受けて付弟にすることは、寺家衆が生き延びるための外交的手段でもあつた。

したがって、稚児貫首が誕生するのは、その背景に稚児貫首を訓育しつつ寺家を預かり経営する代官や宿老・檀越などの合議的な運営機関の存在があり、寺家衆

という僧俗による組織集団が形成されていたのである。

このような背景を考え合わせるとき、日国が遠江里見氏の子弟を付弟と定めたときには、定書の最初に、

「一御造栄之儀、衆旦以談合不可為破壊事」^④（次頁写真）

と見られるように、本門寺の堂舎を造営すべく、その庇護を期待してのことであつたと思われる。

ちなみに、時系列をおつて重須本門寺の動向を列挙すると、次のようになる。

天文5年 花蔵の乱。

天文5年 今川義元本門寺の臨時の諸役を免除。

天文5年 重須日国定書。

天文6年 北条氏駿河侵攻（河東一乱）。

天文7年 重須本門寺・北条氏綱から制札を受ける。

この間衆僧・檀那一同に大納言日源を追放する。

天文12年 日耀・今川義元から本門寺領の安堵を受ける。

天文13年 今川義元裁許状。

河東一乱に際して、吉原城を拠点とす

る北条軍は富士下方を制圧し、一時的に

は富士上方においても

攻勢に出て、この地は

今川・北条両軍の勢力

の交差する境界地域と

なった。そのため天文

七年に北山本門寺でも

北条氏綱の制札を得て

いる。

しかし、富士上方

は、甲州（武田勢）と

隣接する地理条件もあ

って、下方地域より早

い段階で今川勢が失地

回復している。

富士上方が、天文五

年の花蔵の乱（今川家

の内訌）に続く河東一

乱（北条軍の侵略）以

降、在地の支配権力が

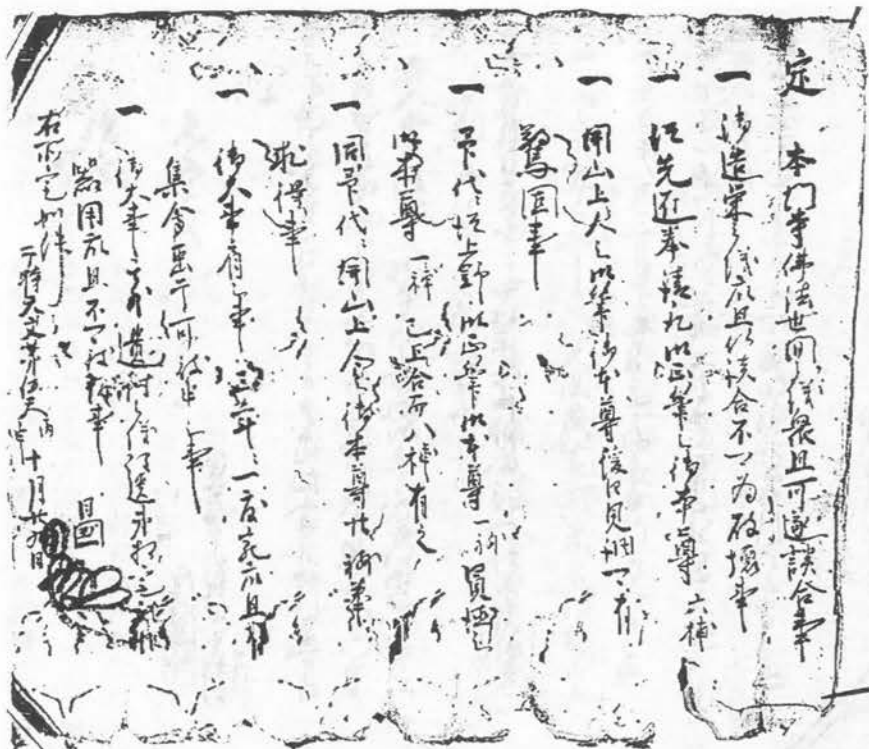
きわめて不安定となっていたのであり、

国人・土豪・名主層の消長と変化が、寺

家衆の分裂・抗争にも影響したであろう

ことは想像に難くない。

大納言日源の出自たる里見氏は遠江の



日国定書（北山本門寺蔵）

小土豪と思われるが、現在までその存在を確認できていない。

けれども、この遠州里見氏が、かりに前年の天文五年の花蔵の乱（もしくはこの河東一乱）において軍忠をあげて成長していた土豪ならば、この後の大納言追放事件は惹起されなかったであろう。むしろ、遠州里見氏はこの時期に没落して記録にも痕跡を留めなくなってしまうたと見るのが妥当であろう。

要するに、本来稚児貫首として幼童を後継者に迎え寺家の上人と仰ぐことは、主として寺家の維持存続のためであって、その少年の出自の家柄・権力・財力などに期待してのことであろうから、もしその有力な土豪（檀那）が没落して寺家を支える政治力や経済力が失われたならば、少年を貫首として戴く理由はなくなってしまう。代わって新たに台頭した権力に列なる檀越の発言権が強くなつて、寺家衆に内部分裂が起こること自然のなりゆきであつたろう。

ここでは、井出右京亮盛家が、大納言日源を追放した檀那として名が上がっている。井出一族はすでに文明年間以前から重須の有力檀那であり、日国が大納言

を付弟と定めた時には当然これを了承したはずであるが、その後、追放する側に転じたのであるから、花藏の乱と河東一乱を通じて遠州里見氏とはその向背を異にしたと考えられる。

なお、大納言日源についての関連文書は、富士宗学要集第十巻に立項して掲載されており、遠江里見氏出身の稚児であることは史料中にも明らかである。しかし、史学者の間では、「大納言」という官途名をみて村山大鏡坊と関連づけたり、里見義堯に比定したする錯誤を犯しているが、これは訂正しておきたい。^⑤

「大納言」という通名は室町期の寺家においては普通に用いられる私称で、有師聴聞抄にも、

「当宗には六部・八卿・国名・有職などは交衆会合の時なり、修行の時・隠居の時とは別に名之有り、左様の名をば我が好に吾付るなり」^⑥

とあるように、交衆会合の時の通り名（交名）は主に六府・八省・国名・その他の官途・国名が用いられており、武家における官途・受領名の使用よりは自由

に使われ、大石寺衆にも大納言を称する僧の例がある。

また稚児貫首ということは、室町期における諸宗諸山、何処の寺家勢力にも共通にみられる継承形態で、けして一部の寺家にのみ行われた特殊なものではない。いまちなみに富士門流の例を挙げれば、以下のような稚児貫首が挙げられる。

＊大石寺

・第12世日鎮師、文明14年（1482）14才

大永7年（1527）59才寂

・第13世日院師、大永7年（1527）10才

天正17年（1589）72才寂

＊西山本門寺

・第10代日心師、明応8年（1499）2才で付弟？弘治3年（1557）60才寂

＊保田妙本寺

・4世日伝師（南条牛王丸）文和2年（1353）14才

應永23年（1416）77才寂

＊妙蓮寺

・第17世日遵（猿千代丸）寺伝に跡部大炊助の子。稚児。寛永9年（1632）没（拙稿「妙蓮寺の開創年代について」参照）

これら稚児貫首の件については、煩雑

になるのでまた稿を改めて論ずることにして次に進みたい。（つづく）

【補注】

①「千③」397頁三七一号・450頁四三七号文書

②「千③」466頁四三一号文書、富要集9巻116頁

③「御大事其外遺付之儀、雖遺弟相定、就非器用衆且不可被渡事。右、所定如日国（花押）」静岡7巻478頁一四〇三号文書

④静岡7巻478頁一四〇三号文書

⑤この大納言事件について、大久保俊昭氏は「戦国大名今川氏の宗教政策」駒澤大学大学院史学論集18において大納言を村山修驗大鏡房頼秀の子として、これを本門寺の檀那と誤って解釈している。また「千葉県の歴史」3巻397頁・450頁では里見大納言を里見義堯と注しているのは誤り。

⑥富要集1巻204頁

戦国期における富士門徒の動向Ⅱ

河東一乱と富士門徒〔五〕

菅野憲道

六、第二次河東一乱

伊勢新九郎長氏（北条早雲）・氏綱父子が伊豆・韮山の堀越公方・足利茶々丸を攻め滅ぼしたのは明応二年（1493）といわれる。一般にはこの事件をもって戦国時代の幕開けとされる画期的なできごとであった。^①

北条氏はその後も、明応六年（1497）に大森氏の小田原城を奪い、永正十五年（1518）には三浦氏を三崎城に落とすなど、破竹の勢いで相模を侵略して戦国大名に成長し、その勢いは早雲が死去（永正十六年没）したのちも止まることを知らなかった。

小田原を根拠にした氏綱は、鎌倉幕府の後継として北条氏を名乗るとともに関東制覇に着手、大永四年（1524）には扇谷上杉氏を攻めて江戸城を手中に収めている。さらに天文六年（1537）には、河東一乱で富士地方に侵攻する一方、矛先を東に転じて河越城（川越市）を攻略し、支配下に収めている。

また同じ頃、上総武田氏の家督争いからんで北条対足利・里見連合の対立に発展していたが、天文七年（1538）になって国府台（市川市）で両軍合戦に及び、この戦いで足利義明（小弓御所）を討ち取り、里見義堯を安房へと敗走せしめている^②。

勝利を収めた北条氏は下総をも領国支配下に収め、関東平野の中央部をほぼ制圧することに成功した。

文字通りの快進撃によって関東の覇権を制した北条氏は、天文十年（1531）に北条氏綱（二代）が死去し、嫡子氏康（三代）が二七歳で家督を継いでいるが、軍略、民政ともに秀でた若き当主を頂いて、その後も膨張し続けることになる。

こうした北条氏の侵略に対し、次第に反北条連合が形成され、天文十四年（1545）になると、西からは今川・武田氏が河東の奪還を企てて着々と準備を進め、関東で

は川越城の奪還をめざして上杉・足利連合軍が出陣の機会をうかがう情勢となった。

この時期の富士下方における情勢は蒲原城による今川軍と、吉原城による北条軍とが、富士川をはさんで対峙し、臨戦態勢にあったようである。^③

反北条氏の包囲網ができ、河東奪還の機が熟したことを見て、今川義元は天文十四年七月二十四日に出陣、吉原城（砦）の攻略にかかった。

この時、すぐさま善徳寺（富士市今泉）を陣所としている。善徳寺はかつて義元が五歳で師太原雪斎の下に出家し、修行した禅寺であり、吉原城を見通す位置にあった。義元は見慣れた臨濟禅の名

刹を本陣として陣頭指揮をとったのである。

この前後の状況を当時の記録を見ると、まず甲陽日記（高白斎記）^④には、

「八月大、辛卯、（中略）十日、庚



北条氏康

子、富士ノ於善徳寺御一書並御口上之旨、雪斎・高井・一ノ宮方へ申渡ス、細雨、十一日、辛丑、巳刻義元二被_レ成_二御対面_一、未刻御身血ナサレ、御振舞飯麴子、御盃一度、御刀被_レ下、十三日帰府、（中略）

九月大、九日、己巳、細雨、未刻御出張、向山迄（中道町）、十二日本須御陣所、板垣・栗原ハ大石寺迄、夜大雨、

十四日、甲戌、從_二北条氏康_一御状来ル、十五日大石寺ニ御着陣、十六日、丙子、辰刻吉原自落、馬見墓御陣所、於半途義元御対面、十七日義元御陣所ニ御留候、十八日辰刻打立、今井見付御陣所、十九日千本松御陣所、廿日岡宮近所ノ原御陣取、義元ハ長窪、廿一日陣屋ヲカケル、廿四日、甲申、節、廿七日キセ川ノ橋掛サセラル、（以下略）^⑤とある。

これによれば武田軍が動くにあたり、八月十一日に、まずわずかの手勢をとめた信玄は義元と善徳寺で対面し、駿河領内に援軍を出すことについて血判をもって誓約を交わしている。

義元・信玄の間において、かかる儀礼

を要したことは、いかに同盟軍とはいえ、他国の軍勢を背後に入れることは、自軍の死命を制せられかねない危険な行為であったため、戦闘行動にあたっては、つねにこのような慎重かつ厳重な手続きが踏まれたものであろう。

いったん甲府に帰った信玄は翌九月九日に、甲府館を出陣している。同じ頃、上杉・足利連合軍が河越城奪還をめざして兵が動員されはじめていた。

武田軍は一日10 kmほどのゆっくりした行程で本栖湖・朝霧高原・大石寺まで六日をかけて進軍している。この間、北条氏康は、信玄に書状を遣わして交渉をもちかけているが、武田軍まで動きはじめては吉原城を支えきれずと見て、これを放棄して守兵を長久保城まで退却させている。

武田軍の援軍は、板垣・栗原の先遣隊が本隊より三日前に進み、現地偵察のほか兵糧の徴発、人足の確保などにあたっ

ていたものであろう。

この頃の大石寺は日鎮上人筆「堂参御経次第」に記されたように、本堂・御影堂・大坊など諸堂と子坊が数か坊存在していたものと思われ、数日間にわたって武田軍の陣所として徴用されたのであった。^⑥

「馬見墓」は現在の地名「馬見塚」（大石寺の南方）のことと考えられる。善徳寺に陣する今川義元に対して、武田本隊が急激に近接することをはばかって、進軍を歩みを遅らせたものであろう。

吉原落城後、今川・武田両軍は引き続き駿東郡の要衝長久保城（長泉町）の攻撃のための共同作戦にかかる。

長久保城は北条氏綱が今川氏から奪い取り、舎弟の葛山三郎長綱（号幻庵）を城主としていた北条氏の要衝であるが、この城を奪還するために今川義元はただちに兵を進め、九月二十一日には長久保城付近に陣所を構築し、激しい戦闘状態

に入っている。^⑦

一方、武田軍は海岸線ぞいに東進して沼津に入り岡宮付近に陣を構えている。小田原の北条氏康が援軍として出動してくることに備えたものであろう。

この合戦は妙法寺記によれば以下のごとく記されている。

「此年八月ヨリ駿河ノ義元吉原へ取懸
被_レ食候、去程ニ相模屋形吉原ニ守リ
被_レ食候、武田晴信様御馬ヲ吉原へ出
ノ被_レ食候、去程ニ相模屋形モ大義思
食候而、三島ヘツホミ被_レ食候、諏方
ノ森ヲ全ニ御モチ候、武田殿御アツカ
ヒニテ和談被_レ成候、去程ニ駿河分国
ヲハ取返ノ被_レ食候、其時御本寺（光
長寺）悉打破リ、坊住モ悉打チラサレ
候、沼津ノ本光寺モ悉焼申候、御本寺
別当様ハ大原ニテ越年被_レ成候、」^⑧

この作戦行動の際、岡宮の光長寺（沼津市、建治二年・日春日法開基）は武田

軍によつて焼き滅ぼされている。

おそらく光長寺の有力檀越等は北条側の土豪層であつたため、光長寺を拠点にかなりの抵抗があつたと思われ、これは敵対行為に対する徹底した破壊攻撃であつたろう。しかし寺僧らは寺宝什物とともにすでに甲斐大原（都留市）に避難しており、かろうじて最悪の事態はまぬがれている。

ところで同じ九月末頃、武蔵では川越城が上杉・足利連合軍の八万五千という大軍に包囲され、北条綱成が籠城戦に入っている。北条氏康は長久保城の援軍のため出陣してみたものの、今川・武田軍を前に伊豆桑原（函南町）で足止めをくらい、進退窮まつていた。今川氏にとつて最大の危機がおとずれていた。

再び甲陽日記を引用する。

「十月朔日、辛卯、十五日從巳刻半途へ出、板垣・向山・高白（駒井政武）三人連判、（北条）氏康陣所桑原方（伊豆国田方郡）へ越、戌刻帰ル、



武田信玄

廿日長窪ノ城見分ニ行、御宿生害、廿四日節、管領（上杉憲政）・義元・氏康三方輪ノ誓句参候、此義ニ付高白三度雪斎陣所へ行、廿二日互ニ矢留、廿八日箕輪次郎帰陣、廿九日於朝佐陣所

談合、境目城ヲ捕立非分ニ氏康被懸取

候ナリ、既ニ義元落着ノ義ヒルカエラレ候者、晴信則可入馬之事、此間之落着ヲヒルカエシ難タヒ承ナリ、氏康ヲ捨義元へ同意可申事、右此三ヶ条合点申候由、朝佐・雪斎判形ヲスエ板垣・高白へ給り候間罷帰、戌刻上ル、十一月大朔日、庚申、長窪、六日乙丑、敵出城、八日義元・晴信互ニ大事ノ義ハ自筆ヲ以可申合ト被仰合、翌九日互ニ自筆御請取渡候ナリ」^⑨

これによると十月に入つて急に風向きが変わり、信玄は氏康の申し入れに応じたものか、十五日に和議のための使者を氏康の陣所に遣わしている。かくして長久保開城・駿東郡割譲の条件で急転直下、停戦協定（矢留）にむかつたのであった。^⑩

妙法寺記の「三島へツボミ被^{めされ}食」という文言は、今川氏が三島へ退却したと、即ちこの時の停戦協定が、黄瀬川を境界にしたことを意味するものと思われ

る。

かくして十月六日、今川義元は長久保城を受け取り、今川家の旧領を奪還することに成功した。

また北条氏康も翌年には川越夜襲によって上杉・足利連合軍を撃退し、窮地を脱したのであった。

補注

① たとえば静岡県史通史編②六三三頁

② 里見義堯はこの四年前、北条氏綱の支援によって里見義豊を討って当主となつたばかりで、北条氏とは同盟関係にあった。ところが国府台合戦によって、北条・里見軍は東京湾をはさんで敵対関係となり、海岸線の要衝に位置する保田妙本寺の治安は一変し、両者の政治状況によってたびたび災厄を被ることになった。

③ 連歌師宗牧の「東国紀行」によれば、天文十四年一月の段階で、両軍国境不通のところ今川氏の家臣朝比奈三郎兵衛から吉原城主狩野介松田弥二郎へ書状を遣わし、田子の浦から吉原城の陣所へ通行を申し送りした様子が記録されている。ただし当時と現在の地形では大きく異なっている。静・資料編⑦六〇三頁

④ 山梨県史資料編④三頁の解説によれば武田信玄の重臣駒井高白斎の記というのが通説だが、確証はなく不明としている。

⑤ 山梨県史資料編④八八頁、静・資料編⑦六一三頁・六一四頁

⑥ 歴代法主全集①四四一頁、

大石寺御堂は東坊地の係争によって荒廃していたらしく、什門の「門徒古事」によれば嘉慶元年の頃⁽¹³⁸⁷⁾に再建している。日宗全⑤四四頁。その後、永正十八年⁽¹⁵¹¹⁾に御堂より出火して焼けたことが妙法寺記（山梨県史資料編⑥二二四頁）に記載されている。また、日鎮上人は大永二年⁽¹⁵²⁰⁾に本堂・御影堂・天堂など諸堂を再建したことが家

中抄に見られることから、この日鎮上人の「堂参御経次第」（大永三年五月）は、その諸堂再建時のものと思われる。

⑦ 九月二十三日の戦闘における葛山氏の吉野郷三郎宛感状が伝わる。静・資料編⑦六一四頁。

⑧ 山梨県史資料編⑥二三四頁、静・資料編⑦六一三頁

⑨ 山梨県史資料編⑥八九頁、静・資料編⑦六一八頁

⑩ この時の和議を静岡県史等では寿桂尼（義元の母・氏康室の母）の仲介と推測している。しかし、もつとも大きな要因は北条氏康自身が、大きく譲歩して信玄との交渉にあたったことであろう。その後の川越夜襲に見られるように、名将氏康の外交手腕が効を奏したものとみるのが妥当ではないだろうか。このことが後に駿・甲・相の三国同盟に発展したものと思われる。

戦国期における富士門徒の動向Ⅱ

河東一乱と富士門徒〔六〕

菅野憲道

七、日我の久遠寺再興

久遠寺が烏有に帰し、妙本寺もまた戦火にさらされて、日郷門流が解体しかねない危機的状況のもとで、日我にとつて久遠寺を再興し、門流秩序を再編することとは緊急の課題であった。^①

しかし、今川・北条両軍のにらみあいが続く境界地帯にあつては、いかにしても寺家を再興できるはずもなく、焼亡から数年後、寺家衆の一部が跡地に帰って小屋がけし、細々と法燈をついで再興の機会を待っていたものと思われる。

天文十四年（1545）十月、北条軍との和

議がなつて戦火が収まり、河東地域における今川氏の領国支配が確立されると、さつそく大旦那鈴木氏一門の出身と思われる兵部阿日義を代官として居住させている。ついで翌十五年には、日我自身が登山し再建の陣頭指揮をとつて、異例の早さで国主・今川義元から久遠寺再興・守護不入の安堵を得ることに成功している。

この頃の河東地域は、今川義元による戦後処理がまだはじまったばかりで、たとえば富士浅間社などは天文六年の「富士殿御謀叛」以来、闕所同然となつており、その再編に着手したのは天文二十年



浅間神社（静岡県富士宮市）

であつた^②ことなどを見ると、久遠寺再興安堵の交渉と免許がいかに迅速なものだったかが知られる。

この時の久遠寺再興免許に関わる文書は三通現存している

(1) 富士九郎次郎証状写^③

駿河国富士上方小泉久遠寺之事、及十ヶ年大破候、就可有再興、寺内・門前共 守護不入被申達候間、陣僧・飛脚停止畢、於自今以後、地子三十疋者、任前々可有弁済候、其外者一切諸役并竹木以下・臨時之課役等、不可有之処也、仍後代之証状如件、

天文十五丙午年 九月廿五日

富士九良次郎 判アリ

久遠寺 日我上人

(2) 今川義元判物写^④

駿河国富士上方小泉郷久遠寺之事

右、寺内・門前共、諸役并地頭・代官

陣僧・飛脚以下停止之、

但地子参拾疋者、如先規可令沙汰、竹

木見切・臨時之課役等、令免除者也、

仍如件、

天文十五丙午年九月廿九日

治部太輔(今川義元) 在判

久遠寺 日我上人

(3) 朝比奈親徳奉書写^⑤

当国富士上方小泉郷久遠寺之事、先代者雖為国主存知之寺家、一乱以後及十ヶ年令大破云云、

就其日我上人再興之儀、就披露領掌畢、殊従房州子細共伝語、彼は無抛之間如此、然者当地頭富士九郎次郎相尋判形

出置上者、停止陳僧飛脚転役課役不可有地頭之綺、但寺内門前共参拾疋之地

子、如前々可有納所、為不入相定条、竹木以下狼籍等、於有違犯之輩者、任

判形筋目可有其沙汰之旨、依仰執達如件、

天文十五丙午九月廿九日

右兵衛尉親徳判

久遠寺進献

(1)の富士九郎次郎は富士宮若丸が長じてからの名乗りと思われ、今川義元から小泉郷の地頭職を与えられていた。「就可有再興、寺内・門前共 守護不入被申達候間、」とあつて、日我は奏者の朝比奈親徳を介し今川義元に陳情して守護不入を免許されたことがうかがえる。

(3)は今川義元の奏者・朝比奈親徳の奉書写しで、久遠寺の再興安堵の事情を物語る不可欠の文書である。^⑥

ここに注目すべきは「殊従房州子細共伝語、彼は無抛之間如此、」とあつて、房州Ⅱ里見義堯から今川義元に対し、久遠寺再興を懇望する伝言があつたことが決定打となつたと記されていることである。当時、戦国大名間には日頃から情報交換や交渉・交通のための連絡手段があ

り、とくに北条氏と対立する里見・今川両氏間には、反北条連合としての連絡ルートが機能していたようで、これを通じて里見義堯からの要請があり、異例のスピードで守護不入の安堵になったのであった。

守護不入とは、すなわち寺社領の年貢・検地、および寺家・門前百姓等の棟別銭、戦時における人夫役や矢銭負担、その他飛脚・伝馬、あるいは臨時の城普請や地頭の労役、竹木の徴発などの課役を免除され、寺家内部における自治権が公認される。この特権を認められることによってはじめに経済的（諸堂修造・儀礼執行）かつ教团的（寺家衆の内部秩序）存続が可能になる。事実上、この守護不入の安堵がなければ久遠寺の再興はありえない。

しかも宛所に、「久遠寺 日我上人」「久遠寺進献」とあり、よほど敬意を表した書式となっている。

ところで房総の戦国大名里見義堯が、日我と昵懇であったことはつとに有名な故事であるが^⑦、今川義元支配下における再興と、元亀度の武田氏侵略後の再興^⑧について、二度とも久遠寺の安堵に里見義堯が力を貸していることは案外知られていない。

それは日我自身が、里見義堯没後にその恩顧に感謝して丁重な追善を行っていたが、その記録文（唯我尊靈百日記）中にも明確に述べられている。

「便宜ノ時キ久遠寺ヘノホセヘシ、両度ノ不入ニ口入被レ成間、弔申サレヘキヨシコトハレリ」^⑨

「唯我今生後生ノ懇志、殊ニ久遠寺不入及ニ両度ニ取持、殊ニ乍ニ両度ニケノ相承入ニ見参畢、信驚不ニ尋常、是ノ故ニ不入成就、富士門家ノ本寺今日迄モ相ヒ残ルコト、非ニ唯我ノ御恩一哉。

深く可ニ思ヒ入ニコトナリ」^⑩
これによれば、里見義堯は日我の要請

を受けて「両度」すなわち今川義元と、その後の武田信玄の時にも久遠寺再興の免許を要請したのである。しかもその都度、日我は久遠寺の由緒について富士門流が正嫡であること、久遠寺が大石寺蓮藏坊を移した本寺であることなどを里見義堯に説き、二箇相承をその証文として里見義堯に進覧していた。また同書には、義堯が寿量品の講義を望んだことや、自分の死後は追善回向を頼んでいたことなども記している。

さらに「里見義堯室追善記」では、天文二十二年に日我は金谷城で多くの聖教・什物を焼失したが、その後十五、六年間に義堯夫人から十数通の消息文をもらい、所持していたことを筆記している。このような義堯との関係を「唯我（義堯の法名）今生後生の懇志」と表現したのである。

その結果、まったく唯我一人の重恩によって久遠寺も妙本寺もいままで存続で

きたのであるとして、日我は次のように述懐している。

「富士ノ寺、当寺、両寺共至_レ今唯我（義堯）一人ノ御重恩也、更ニ詞ニテモ心ニテモ尽カタシ_{／＼}」^⑩

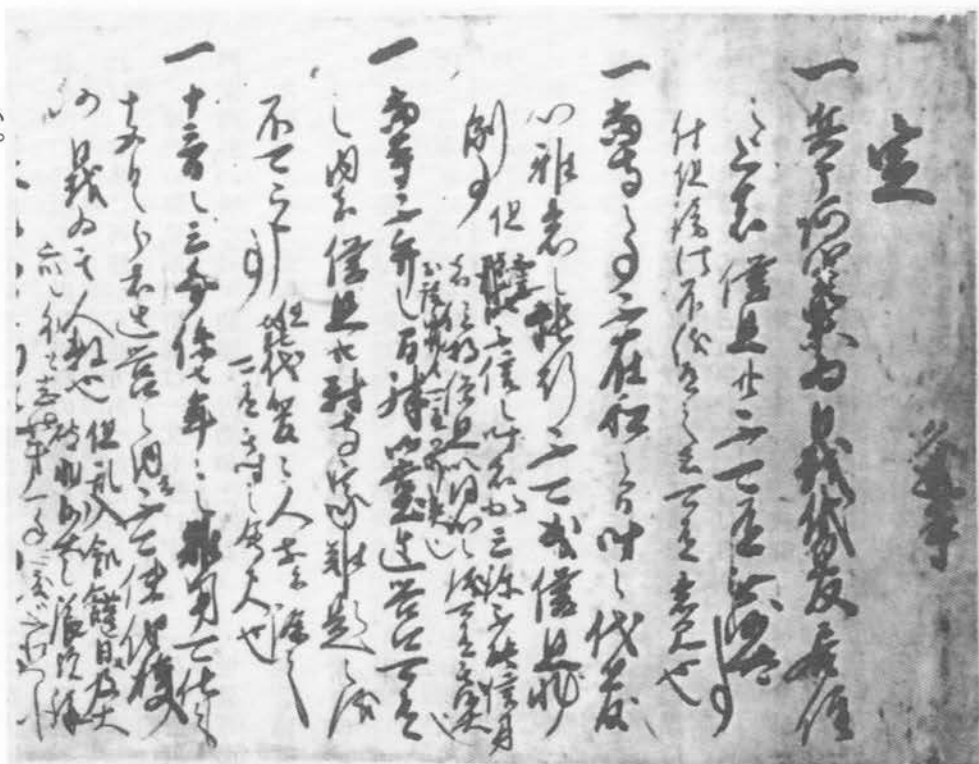
かくして、久遠寺御堂の再建に乗り出した日我は、天文十六年一月十日、「久遠寺置文」^⑪を定め一門に示している。

その概略を以下に述べる。

「(1)兵部阿闍梨日義を日我の代官として居住せしめるので、その沙汰にしたがうこと。但し謗法不義ある時は意見すべきこと。

(2)上人不在のため、代官が勝手な我意をもつて前例のない指示をすべきでないこと。（但書き略）

(3)当寺の経済は厳しく、御堂再建の計画もあるので、僧衆檀越とも寺家に對し難題を求めてはいけない。但し地頭・代官の沙汰は例外として、その都度慎重に對処しなければならな



日我筆「久遠寺置文」

目上人御講）の分は御堂再建のためにあて、他に消費してはならない。日我も月掛けの人数の中である。

(5)三年後にまで、春秋二度づつ計六度にわたつて駿河、伊豆、房総等において勧進（募財）を行え。その後は各人の志次第である。日我も六度の勧進の対象である。

(6)御堂再建の間は寺領の山林・竹木を切つてはならない。但し特になことがあれば、一、二本はやむを得ない。

(4)十三日（大聖人御講）の三文係（御供養）は経常費にあて、十五日（日

もし盗伐や横領があれば僧侶檀家に拘わらず長鎌・斧をとつて自衛せよ。

(7) (9) 再建にあつての人事。

(10) 守護不入の地であるが、現地の地頭・代官以下諸有力者に没交渉であつてはならない。挨拶等はしておくべきである。

(11) 重須本門寺と和談・通用しているのであるから、いかなる子細があつても争いをおこすべきでない。問題があれば日耀・日我の貫首同士の話し合ひで決着する。

(12) 久遠寺の規則、僧衆の規則などは後日東西の評定によつて後日改めて定めることとする。久遠寺は門徒の本寺として惣物であるから貫首と雖もけして私の儀をもつて差配してはいない。よつてとりあえず五年の期限つきでこの規則を示すのである。

天文十六年^{丁未}正月十日 日我(花押)
示久遠寺代管^並僧旦中

富士門流は日興上人以来、不受不施の制法を守る門家であるから、こうした御

堂再建などの募財には、他門他宗と違つて、無差別に行うわけにはいかない。そこに、つねに寺家の経営に経済的な困難がともなう理由がある。この場合も、日我を深く信頼する里見義堯の寄進を受ければ、容易に再建が可能であつただろうが、禅門の里見家の寄進は一文も受けず、門家内部の掛け銭・勧進と労働奉仕によつたのである。

文中に見える十三日・十五日の御講における三文係Ⅱ三文掛などは、かなり上代から寺家の経済を維持する方法としておこなわれていたものであらう。¹³⁾

また国主今川義元から久遠寺再興・守護不入の安堵を得たことは、ひとえに里見義堯と日我の個人的な信頼関係のためのものであり、そのことはいいかえれば日我の出自・人格・識見・手腕等が、拔群の器量であつて、寺家が存続できたことは、日我個人の功績によるものともいえるよう。

この朗報に接した日向衆の返報には、
「一久遠寺守護不入二被達仰候、是又偏二目上之御再来と奉 存候、随而先代之文証大石別当職在小泉二之由、懇二被達公聞候、書出等悉御下候お拝見申奉驚耳目候、

一久遠寺就御造営御堂作等其外世出法具・世具等迄過分御造作前代未聞、日我上人様智福御円満頗權者之御振舞、末法愚迷之灯明に而御座候、御頼母敷御事二候、」¹⁴⁾

と日我の功を称え、日目上人の再来とまで賞賛したのであつた。ここにおいて、日郷門流の解体の危機はひとまず切りぬけることが叶つたともいえるよう。

戦国期における中小寺家勢力において、ことさら貫首の器量が問われたのも、むべなるかなである。¹⁵⁾

(以下次号)

補注

① 佐藤博信氏『中世東国日蓮宗寺院の研究』東京大学出版会。

日我および妙本寺門流について委細を極めた論文集である。この拙論「戦国期における富士門徒の動向」としては、同書との重複をさけ、なるべく富士地方に焦点をしばり、佐藤氏の論述からもれた問題などに光をあてて論ずる方針であるから、日我および妙本寺門流の概要については同書を精読いただきたい、

② 静岡二〇三五文書（天文二十年）

「大宮不入一返雖破之」という文言が見られ、富士浅間社の守護不入が破棄されていた。また静岡一六七五文書（天文十三年）では富士浅間社領の一部（開発私領）が新給恩として佐野孫四郎に与えられている。

③ 静岡一八一三文書

④ 静岡一八一四文書

⑤ 千葉③四三三文書・富要⑧85頁

⑥ 朝比奈親徳については所理喜夫「戦国大名今川氏の領国支配機構」（永原慶二編『大名領国を歩く』所収）、及び

大石泰史「妙本寺文書からみた戦国時代」千葉史学24号に詳しい。なおこの朝比奈親徳書状は静岡県史では採録もれになっている。

⑦ たとえば富要集⑧394頁に「里見義堯と妙本寺日我」として立項されている。

⑧ 千葉四二文書（土屋右衛門尉昌統書状）・富要集⑧406頁

「駿州小泉之郷、就于久遠寺之儀、預御切紙候、殊自義堯貴所へ御状被差越候、令得其意候、則達 上聞如前々、御判形相調達進之候、」

千葉四二五文書（日侃書状）・富要集⑧407頁

「富士・身延通用之儀、御取扱之方御座候哉、自□（余）之諸寺ハ如何共候へ、於小泉久遠寺者、永劫末代罷成間敷候、先年甲州信玄之代ニ、富士・身延一和之儀、土屋右衛門尉・渡辺五郎右衛門尉等ニ内儀候テ、房州迄通信候、里見義堯可為如何之由、愚僧ニ御尋候之間、其時富士・身延不和之元由、委細及演説候、信玄も其後者、無是非之儀候キ、」

⑨ 千葉中世③498頁

⑩ 千葉中世③527頁

⑪ 千葉中世③527頁

⑫ 静岡一八二五文書、千葉一〇文書

⑬ 「三文係」は静岡・千葉県史とも「三弁係」と誤読しているので原本写真で読み改めた。

⑭ 千葉四四二文書「某書状断簡」

⑮ 「今川仮名目録」大永六年（1526）成立、にも、

「諸出家取たての弟子と号し、知恵の器量をたゝさす、寺を譲あたふる事、自今以後停止之、但隋事体敷」とある。寺社が私物化される傾向への法度と思われる。

【前号訂正】

P 15 上段21行 「今川氏にとつて」↓

「北条氏にとつて」

P 15 下段20行 「今川氏が三島へ」↓

「北条氏が三島へ」

P 15 下段21行 「黄瀬川を」↓「黄瀬川の東（樋爪）を」

戦国期における富士門徒の動向Ⅱ

河東一乱と富士門徒〔七〕

菅野憲道

七、日我の久遠寺再興（つづき）

前回と話は前後するが、天文十四年（1545）十一月、今川・北条氏の講和が成立し戦火が収まると、翌年春、日我は以下のような置文を妙本寺の僧衆檀那中に示して、上洛の旅に立った。

「妙本寺置文 僧旦中へ 日我

今度久遠寺・本伝寺之大破故罷登候、当寺事各如存知大破、至再興故大体本覆之分候、

然者自然於路次如何様罷成候共、如要上之下知、於本末信心志之仁被相尋可為貫主、縦智者学匠世出能者也共、当家之正信無之者、相構不可為発頭、殊於寺物等、衆中不可被口私 住持可被相定間者、愚之如留守中、本行杲信

継順五智音俊等、世出可奔廻候、惣体之異見者、本実・連要・本住可談合者也、仍置文如件、

天文十五年

二月廿五日 日我（花押）

本末僧衆旦方中」①

これを現代語訳すると、以下のようになる。

「富士小泉久遠寺と泉州堺本伝寺が戦乱にまきこまれ退廃してしまったので、その再建・整備のために畿内・富士に長途の旅にでることとしました。妙本寺については、周知のごとく（本堂・客殿再建についてはいまだ計画中であるもの）大破からはほぼ回復し、寺家を再興することができております。

しかれば当然、旅の途中にもし死亡するようなことになろうとも、故日要上人の下知のごとく、本末の中から信心・志の人を選んで後住の貫首としてください。たとい智者学匠や世間出世に有力な者であつても「当家の正信」これなくては、けして発頭の上人としてはなりません。

とりわけ寺の聖教・法具・資財を衆中が私物化しないよう気をつけてください。次の住持が決まるまでは、私の留守中の時のように、本行坊・杲信坊・継順坊・五智坊・音俊等が中心になつて世間のことも仏法のことともご奉公して下さい。寺家の全体のこととは本実坊・連要坊・本住坊が談合して決めて下さい。よつて置文として言い置きます。

天文十五年二月廿五日

日我

妙本寺諸末寺の僧衆旦方の人々へ―

日我が、妙本寺に登ったのは天文二年(1533)頃、当時二十五歳であった。その頃の妙

本寺の寺家衆は、前述のよう

に、「仏法迷乱」の日是を追放

していまだ混乱状態にあつ

た。そのうえ追い打ちをかけ

るように同年には里見義堯が

北条氏の支援をかりて里見義

豊を打つ事件があり、以前か

ら寺域が里見氏の被害化して

砦が築かれていたために寺は

戦場と化し、甚大な被害を受

けていた。②

妙本寺はその頃、仏法・組

織・堂舎僧坊ともにすっかり

荒廃・衰退した状況にあつ

た。

日我は、学頭坊日杲(日向在住)の代

官として、特命によって妙本寺の再興の

ために送り込まれたのであつた。

たまたま里見義堯と昵懇となつてその

恩顧に預かるが、天文七年(1538)以降は北条

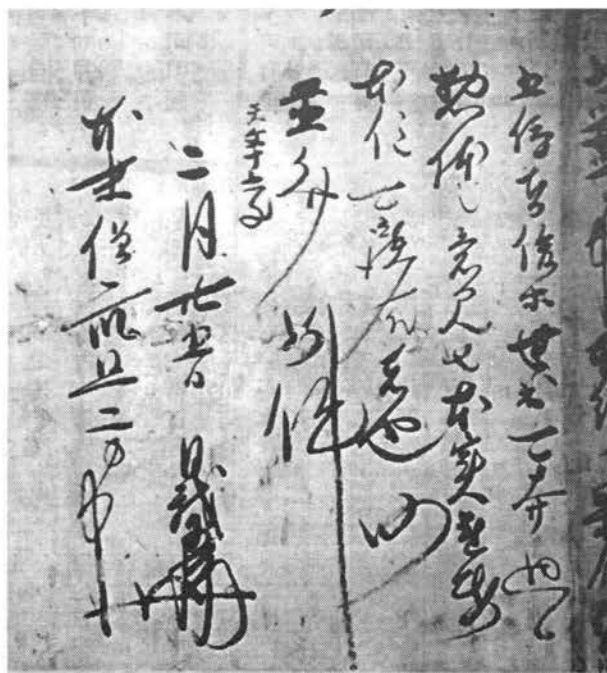
氏と里見氏の対立が深まり、しばしば東

京湾対岸からの北条軍の侵攻に悩まされ

ながらも、北条氏の禁制獲得③・金谷城

(正木氏居城)への避難④などの危機管

理、あるいは人材の育成・登用、法門・



日我「妙本寺置文」末尾

日我は、妙本寺の寺家が一往安定した

ことを見て、いよいよ発頭の上人職にあ

るものの責務として、門流全体の再建・

再編に乗り出したのであつた。この「妙

本寺置文」の行間にはそうした日我のな

みなみならぬ決意が籠められていたので

ある。

日我は、小泉久遠寺の再建に先立つて、

まず京畿に登り、東西の中継点ともいえ

る泉州堺本傳寺の再興を行っている。

このたびの小泉久遠寺再建が門流全体

の事業と位置づけることが、そのまま久

妙両山と学頭坊の門流体制の再生を意味

する事業であることはもちろんだが、現

实的にも日向・筑紫の門末から人的・財

的支援無くしては叶わない事業でもあつ

たからだろう。

本傳寺の再興・整備は、東西の本末関

係の再生を意味し、仏法・世間両面の、

人・情報・財物の交流のネットワーク再

構築の意味があつたものと思われる。

二月末に房州を出立した日我は、その

四ヶ月後、本傳寺に次のような置文を残

している。この文書は未翻刻の史料であ

るから、煩をいとわず以下に全文を掲げ

化儀の再興、講義・著述など精力的な活動によって妙本寺の再建に取り組んできたのであつた。

それが「当寺の事は各おのの存知の如く

大破を再興致す故に大体は本覆の分に

候」という記述の内容であつた。

る。⑤

〔定〕 本傳寺置文

一當時之事、學頭日要建立之地也、依於後代任先師之制誠順日我下知可守本山之成敗之事

一御大事聖教法具世具以下僧旦之中少不可有私之事

一此坊者為當寺之□坊中将公可致自堪忍者也、中将已後者本山之下知并可任本傳寺司南之事

一僧旦以已前之恨對寺家重而不可引起□化之事

一惣寿坊當寺歸入之上者重而不可有退出之事

一公物等蓮光坊惣寿坊九郎兵衛可有算用者也

於已後者信心之僧旦出来候ハ、尚其時可有談合也

當日者三人仁天可然之事

一月行司任年老可致執行者也、然者毎月晦日行事之衆可有談合也、不可存私事

右条々僧口共不可有相違、殊此度定置所相背輩有之者重而日我遂上洛可致沙汰者也、仍後期如件

天文十五年丙午七月二日

日我 在判

法宣坊日鎮

正行坊日祇

筆者少將公日侃

和泉堺本伝寺置狀

同文章一筆也 三通之内宅通者本傳

寺置之 宅通者妙本寺ニ納之 宅通者

學頭坊奉屬之處也

これを見ると本傳寺には中将公日泉が

住持に就き⑥、蓮光坊日与・惣寿坊・九

郎兵衛の僧俗も常住勤仕して、公物〓公

事を分担していたことがわかる。その他

数人の衆徒もいたようで、毎月末には年

老による談合が開かれ、合議制で寺家の

運営が行われていたことになる。

また末文に「此度定め置く所に相背く

輩これ有るには重ねて日我上洛を遂げて

沙汰致すべき者也」⑦とあるから、日我

はこの置文を本伝寺において書きしたた

めたことが判然とする。

順調に目的を遂げた日我は、法宣坊日

鎮、少將公日侃をともなつて富士に向か

い、翌八月⑧には小泉に到着し、前号の

ごとく、今川氏から守護不入の安堵の獲

得し、久遠寺再建のための陣頭指揮にか

かったのであった。

久遠寺再興がほぼ軌道に乗った天文十八年、日我は新たに久遠寺置文をしたためて東西、改めて門末に示している。

置文は十一箇条一三九行にわたる長文のものだが、その全条にわたつて久遠寺は妙本寺上人の支配を受け、その代官たることを懇切に念誡している。

まずこの置文の最後、御堂再建の経緯から検討する

「(前文十箇条を省略、以下・原文意訳)⑨

一、御堂建立のこと。

これは日我ならびに久遠寺代官の兵部阿闍梨日義を願主として久遠寺・妙

本寺の大衆・檀越一同、また日向の学

頭坊日寿と僧衆、安芸の妙秀寺日源等

が合力して造営したものです。

また法泉坊日鎮(富士郷三沢の本隨

寺)・増円房日提(日智屋本善寺衆・

この時は久遠寺同宿か)なども特に勸

進(募財)に尽力してくれました。

行体、すなわち工事の労役について

は久遠寺の大衆・檀越、房州の僧衆二

十人、筑紫衆四人が内外の手間や人足

・雑役に奉仕してくれました。

日向頭本寺の大藏卿惣光坊阿闍梨日常は、仏具など供物の調達のため和泉堺まで遣いとなつてくれました。また妙本寺の所化衆等は、房州において勸進をはじめ多くの尽力をしてくれました。

そして今回の御堂供養について、上総・安房両国の衆旦もこれに奉加し、大進公を使僧として御供養を送つてくれました。

残りの工事の戸板以下の造作等とは、久遠寺の寺家と旦方中で連々談合して進めて下さい。

日我は世間仏法とも不如意にして（その任に堪えませんが）府入（不入）そのほか大途（大坊）の造営等に走り廻つた事は、偏えに日義阿闍梨が退屈せず、辛抱して寺家の相続を計つてくれるようにとの願いからです。ですから、これよりは（本寺へあれこれ援助を要請するような）上表の儀はかないません。

堂舎僧坊の再建事業の大変なことはいうまでもないのですが、本末とも

に長く繁栄すべく奉公し、また自他共々の成仏を願う望みゆえ、信心の志をもつて住持すべきでしょう。

しかれば世出とも少々の不儀不足ありといえども、法命相続の大切さを思い、衆旦はこれを寛容に受けとめて下さい。但しもし寺家衰微の所行や、自身無道の振舞いがあれば、そのときは衆旦は誠意をもつて意見すべきでしょう。

もしまた代官が妙本寺の上人に背くようなことがあつても、衆旦が一味して敵対し追放するようなことがあつてはなりません。必ずこの方より下知を加えるべきものです。

つぎにまた小規模の工事、付属施設の小屋等の再建、法具・世具以下の購入計画などは、その国の寺旦の中で篤志の方を探して下さい。けして房総や九州の僧檀を頼つてはいけません。

その理由は、（戦国乱世のため）九州・和泉堺等も大破に及び、妙本寺でもまた世間仏法ともに経済的に余裕がなく、しかも御堂・客殿が焼失したままで、衆旦ともに之を再建することが宿願で、後々年（再来年）には御堂の

柱取等の予定で、みなもそのつもりです。

したがって久遠寺の御堂・垂木（本体完成）以上の応援は、まずもつて五六年の内は無理で、その辺の事情を分別して下さい。一向に見捨ててしまふわけではありません。東西の登山衆には、分に応じてこれをお願いし、またその寺の僧俗が力を合わせ、いよいよ信心を励まして、久遠寺が大破することのない、しっかりと守つて下さい。

（以下原文）

蓋一々之条数、不可有遺背、於中古・近代、菟角之儀雖有之、捨偏屈之執情、可被存此趣、殊任代々之内証、守正位正理而、記置之事、敢為不可招後代之乱也、仍置狀如件、

天文十八年己酉十一月十六日

本寺当住 日我（花押）

駿河国富士久遠寺置文 当代官 日義阿闍梨

一通妙本寺二置之、一通久遠寺納之一通学頭坊へ贈之、三通共同文章同筆也。筆者 少将公日侃

此本妙本寺置之次目ノ裏ニ判アリ

ところで、前号にのせた小泉の地頭富士九郎次郎の判物には、久遠寺は以前から地頭の得分が地子（屋敷地の租税）三十疋（三百文）であったことがわかり、同時代の多くの寺家に比すれば小規模な寺域であったと思われる。

檀越に有力な国人衆や地頭などをもたない田舎の富士四力寺は、いずれも似たような規模だったのではなからうか。長い参道なども恐らく近世初期に有力な貫首・檀越等の力を得て出来たものと思われる。

この再建時でも、日我と数人の僧の経済力と、日郷門流全体の勸進によって、ようやく御堂再建にこぎつけたものの「御堂・垂木」までの造営で、「戸板以下之造作」を残したままでの開堂供養であった。

また兵部阿闍梨日義は、代官就任にあたって起請文^⑩を出したり、両度の久遠寺置文で日我から何度も代官の意義を念をおされ、門流の化儀と上人の下知に反する事のないよう訓戒され、衆旦との不和をも懸念されていることなどから、代官日義と小泉久遠寺をささえる在地の政

治権力の不安定が微妙に影響していたものと思われるのである。

久遠寺再興を祝う九州からの書状には「一兵部卿之事、久住者と申、鈴木殿大旦那と申、御代官御意尤二御座候敷」



小泉久遠寺（静岡県富士宮市）

とあって、日義の代官就任に賛意を示している。これによれば日義は在地の土豪鈴木氏の出身と思われる。

この鈴木氏については、天文十三年（1544）

に富士大宮の社人の跡職を受けた鈴木正左衛門か^⑪、その同族らしき永禄十二年（1569）

の武田氏駿河侵攻に際して遊野郷で敵一人を討ち取り北条氏政から感状をうけた鈴木助一^⑫と、吉原湊で矢部氏とともに渡船（廻船業か）を営み、河東一帯に一升勸進の權益を許された鈴木氏^⑬の何れかと考えられる。

いずれにしても、九州に伝わった「鈴木殿大旦那」という情報に、代官日義への御堂再建についての役割と期待が感じられる。がしかし、そのことはとりもなおさず、在地の権力構造の変化が、旦那および寺家の盛衰に直接影響しかねないものであった。

日我の予感杞憂に終らず、久遠寺代官・兵部阿日義はこの十数年後の永禄八年⁽¹⁵⁶⁵⁾頃、日我に無断で重須本門寺へ転身し、一時妙本寺と本門寺は険悪な関係になる。^⑭これは、本門寺日出が後住として要法寺日辰を招請したが断られ、ついで久遠寺代官の日義を誘ったものであった。

日義は何故に、日我にことわりもなく起請文を反故にしてまで、久遠寺代官から本門寺貫首へ転出したのであろうか。

今川領内での、鈴木氏一族が今川氏の被官としての主従関係が深まり、駿甲相三国同盟がなつた天文二十三年五月以降の権力構造の変化、北条・里見氏の対立の激化と、「大旦那鈴木氏」の今川家への忠誠という動向と無関係ではあるまい。

次に、また、久妙両山の関係を厳密に規定した、煩瑣とも思える置文にこそ、日是的代に妙本寺と久遠寺が分裂し門流解体の危機にさらされていた状況と、日我の危機意識がよみとれる。

一般的に、戦国期において、本寺・末寺がその大名領国を異にすることは、寺社そのものが戦国大名の保護に頼らざるを得ないうえに、その経済的基盤である土豪・百姓層も、それぞれの国主の被官化したり、あるいはその支配を受けることによつて安堵されるのであるから、領国間の政治権力の動向にそのまま影響されることになる。

また流通などのネットワークも不安定で、莊園制が終焉をとげつつあったように、寺社勢力も広域の本末関係などは自然消滅ないしは再編に向かう趨勢であつた。^⑮

補注

① 千葉中世③三六二文書 日我妙本寺置文(十三巻八号)

② (佐藤年表)この月、里見氏、妙本寺要害を取立る、実堯、眼代となる(「申状見聞」天文二年)妙本寺内で戦闘が行われる(「越前史料所収山本文書」)

③ 天文九年北条氏綱「妙本寺宛制札」二一〇一、四七二、天文十三年玉縄城主北条綱成、妙本寺に禁制を与える(「妙本寺文書」)

④ 天文十四年「申状見聞」要集④134頁、日我は乱中につき夜は金谷城中に籠もり、昼は妙本寺に帰るといふ日々であつた。本文書は堀師ノートから転載した。写本大石寺蔵か?

⑤ 千葉中世③一八七文書「日我弟子交名」には中将公日泉とある。また堀師典籍目錄二四三には「紙々願主和泉堺本伝寺衆中将公日泉」とある。

また千葉中世③二九〇文書には本伝寺の門流における役割が示され「和泉堺本伝寺日泉」とある。なおこの日泉書状は年月不明だが、日向における法華宗破却の際の日我書状(千葉中世③二二二文書)、久遠寺日義書状(千葉中世③一三七文書)に同じ趣旨で日向、有力土豪・野村右衛門兵衛尉宛てに陳情する内容であり、天文二十二年に比定される。

⑦ 「重ねて上洛」とあるから、このたびの上洛が本傳寺再興とともに、京都への所用を兼ねたものと思われる。その目的の一つに前項日泉書状の示すように鳥辺山の目師墓所参詣、物資の購入、修学の用事もあつたであろう。このことは佐藤博信氏の前掲書でも言及している。

⑧ 日我は小泉で佐野半右衛門尉から控字本尊を受け取っている。同裏書き「：：：天文季中の大乱に上野住佐野半右衛門尉身命に替えて之れを警固し日我に渡さるる処なり。天文十五年八月十日」要集⑧81頁

⑨ 千葉中世③一一文書167頁、静岡中世③一九五四文書

⑩ 千葉中世③三六六文書、同四三八文書

⑪ 静岡中世③一六九七文書

⑫ 静岡中世③三六七五文書

⑬ 静岡中世③三四二六文書・同三六〇四文書、戦国遺文一二五〇文書

⑭ 千葉中世③一八七文書・日我弟子交名「永禄八年移重須」、同三七二文書・本門寺日出宛て日我書状

⑮ 岩波書店「日本通史」⑧大石雅晃「寺院と中世社会」参照。平安期以来の寺社勢力、南都や天台・真言系の大寺院の本末関係が動揺し、一向宗や禅に転派するケースが多いことを指摘。法華宗でも天台・真言宗から改宗のケースが多く、法論・問答で改宗したなどの伝承は、こうした莊園制崩壊、本末制度の再編・自立を意味していると思われる。一部には甲斐・駿河で富士門流から身延門流に転じたような寺院もあるが、戦国期の権力構造の変化がその背景にあると思われる。

戦国期における富士門徒の動向Ⅱ

河東一乱と富士門徒〔八〕

菅野憲道

八、大石寺における寺家の形成

日有上人御物語聴聞抄の冒頭に、次のような逸話が記されている。

「……此の富士大石寺は上行所伝の題目弘通寺の元にて候、柳袋の彦次郎地頭方より得錢をかけられて候間、此大石が原と申すは上代地頭奥津方より永代を限り十八貫に買得にて候処を、公事迄かけられて候事、末代大切な子細にて候間此の沙汰を成せんが為めに三人の留主居を定めて候えば如何様の思案候ひけるや、留主居此の寺を捨て除き候間六年まで謗法の処に成り候

間、老僧立帰り高祖聖人の御命を継ぎ奉り候、さ候間一度謗法の処と成り候間、又地頭奥津方より廿貫に此の大石を買得申し高祖聖人の御命を継きたてまつり候と仰せ給ひ候已上。」^①

この聞書によれば、大石寺は、「上代」すなわち延文頃(1356)から上野郷の地頭となっていた興津氏から、寺地を十八貫文で永代買得したものであるということになる。

はじめに、この点を考証してみよう。

大石寺は目師滅後の南北朝期に上野郷の地頭であつた南条時綱が東坊地を日郷師に付し、道師一門と郷師一門が寺中に

共存していたが、後に西坊地を本拠とする道師の後継者行師・時師の勢力が東坊地をも支配し、郷師後継の伝師一門と永の頃まで係争したことはよく知られている。^②

東坊地に関する一連の係争文書の示すところによれば、観応擾乱以降にこの地の地頭となつた興津氏が行師・時師側を支持したらしく、駿河守護今川氏がたびたび伝師側に沙汰付けしても、なかなか実行されなかつた様子が浮かび上がってくる。

このことは、富士地方においては守護の支配権よりも室町初々中期までは、在

地勢力であつた国人・興津氏の支配権が強く、今川氏といえども、興津氏の在地支配に対し、容易に介入することができなかつたことの証左である。^③

すなわち、大石寺東坊地をめぐつての係争には、「行師・時師対伝師」「興津氏対今川氏」という、二つの対立軸が存在したのであり、東坊地の係争が長期化した背景には地頭・興津氏対守護・今川氏の、在地支配権をめぐる思惑が問題を複雑化したといえよう。

この係争は明德三年⁽¹³⁹²⁾になつて再び東坊地が強制執行されて伝師側の手に帰したため、時師側も目安をもつて幕府に訴えるなど、帰属は二転三転してなかなか決着を見なかつたが、応永十二年⁽¹⁴⁰⁵⁾の興津氏の去り状を最後として落着いている。すなわち、地頭興津氏が知行地を時

師に寄附したものである。これは逆に言えば、観応擾乱以降、上

駿河國富士上方上野郷内
大石堂地同西坊地等事
右任興津美作入道法陽寄附之
旨別當阿闍梨日時領掌不可
有相違之状如件
應永十年七月十二日
沙弥

駿河守護今川泰範書下(大石寺蔵)

野郷における南条氏の所領は關所となつて、その地頭職とともに興津氏の手に帰していたことを意味する。旧領主からの

譲り状は、すでにその時点で有効性を失つていたのである。そのために、南条時綱からの譲りを根拠とする伝師側の主張は、守護方の口入れにもかかわらず、地頭興津氏からの寄進(買得)という時師側の主張の前に敗れたのであつた。係争の最終段階の文書を二通掲げる。

「駿河國富士上方上野郷内大石堂地・同西坊地等事

右、任興津美作入道法陽寄附之旨、別當阿闍梨日時領掌不可有相違之状如件

応永十年七月十二日

(法高、今川泰範) 沙弥(花押)^④

「さり状

右、富士の上方上野郷内大石寺の東坊地者、法陽が為知行分之内、如本別當阿闍梨日時にさりわたし申也、但中納言阿闍梨日伝、彼ひかし坊地を令競望依掠申、権門様(今川泰範)御不知案内之間、御口入候によりて、しはら

く彼仁のかたへわたし候といへとも、もとよりの理運にまかせて、日時のかたへわたし申処也、仍法陽か子々孫々異義あるへからす候、若此旨を違背せん輩においてハ、不孝の仁として、法陽か所領を全不可知行候、仍為後日さり状如件、

応永十二年乙酉、卯月十三日

沙弥法陽（花押）^⑤

前の応永十年⁽¹⁴⁰³⁾・守護今川泰範の安堵状では、大石寺御堂地・西坊地を「興津美作入道法陽寄附の旨に任せて」時師に安堵するという証判を得ながら、肝心の東坊地については文面に記載されていない。

次の応永十二年⁽¹⁴⁰⁵⁾のさり状では、興津美作守の知行（所領）の一部を寄附したという形で、東坊地を時師側に引渡し、係争が終息している。このような、一見すると今川氏の意向に反するような去り状の背景には次のような事情が考えられ

る。

すなわち、この時期、遠江では斯波氏が守護職を得て駿河守護今川氏を圧迫しはじめており、さらには鎌倉府との関係から、駿河東部の国人衆を安定的に引きつけておく必要が生じ、今川氏と興津氏の妥協がなりたつたものと考えられる。守護といえども、国人衆の協力・支持なくして在地支配は不可能であつたのであり、在地支配権は守護よりも地頭の方が強かつたことになる。

またその一方では、興津氏の寄附という文面の、その内実は時師が十八貫で買得したものであるというようになる。しかも明徳三年⁽¹³⁹²⁾の段階では興津氏清が伝師側からも安堵料として三十貫文を受け取っている^⑥のであり、興津氏は双方から安堵料を受け取っていたことになる。両者ともに実質的には地頭から永代買得という方法をもって、その支配を争っていた

のである。

また、東坊地の係争が終息した事の背景として、この時期にすでに大石寺の寺家が形成されつつあつたことと無縁ではない。

たとえば時師は、この頃に永らく大破していたと思われる御影堂の再建を果たし、新たに御影像を造立し、嘉慶二年⁽¹³⁸⁸⁾に開眼入仏を行っている。^⑦

さらに応永九年⁽¹⁴⁰²⁾頃から時師の本尊授与書きには「大石寺衆○○」「大石門徒○○」「大石寺檀那○○」「大石寺僧侶○○」「大石寺門徒○○」^⑧等と、門流の旗幟を鮮明にした脇書が頻出するようになる。こうした事実は、時師を中心とする寺家衆が実質的かつ安定的に大石寺の寺域を支配しつつあつたことを物語っているように。

いいかえれば、大聖人門下や日興門下・日目門下が分裂し、それぞれの一族や有力僧のもとに独自の発展を遂げていく

過程で、この時期に、現在の宗門体制の原型・大石寺門流が形成されるというあらたな段階に入ったものと思われる。

すなわち大石寺の場合は奥州法華衆や下野法華衆・駿州法華衆など、同族・同信仰による一揆的な結合を基盤に、大石寺を本寺とする寺家が形成され、門家意識が確立した時期と考えられる。

それはまた自力救済を当然とする社会に於て、開基檀越や有力檀越の没落によって、庇護者を失った寺僧が、宗教的のみならず、家産的・家職的な共同体として、一揆的な結合を強化することが生存競争に打ち勝つための必然的営為であり、領主の交替という社会的変動に対応しながら、寺家衆が再編・確立されていたのである。したがって現在見られる門流・宗派の原型がこの頃に始まると考えられるのである。^⑨

次に、有師御物語聴聞抄の、柳袋の彦次郎地頭方より得銭・公事をかけられ

たという背景について調べてみよう。

大石寺寺家は従来からの慣例で、引き続き年貢や諸公事を免除され、おそらく守護不入の特権をもっていたであろうが、有師の時代、上野郷の地頭が一時交替する事件があったらしく、新たな地頭から年貢や棟別銭、その他の諸役銭を課せられることになったという。そこで有師は、訴訟のために、三人の宿老僧に留守を託して駿河の守護所に出向いたが、その間に、留守僧たちがこの寺を捨てて退転したために、大石寺地は六年間閑所になってしまったという。他人に所有されてしまった寺地を、有師は買戻しに奔走し、ふたたび地頭職に復帰していた興津氏から二十貫文で買得し、ようやく法燈を継いだというのであった。^⑩

ここである興津氏が一時上野郷の地頭職を失った事件とは、永享五年(1433)五月二十七日に駿河守護今川範政が没して、その子彦五郎・弥五郎・千代秋丸の三人

の家督を争いからんだ事件である。

足利義教の指名で彦五郎範忠が家督を継承し守護職・一家惣領となり、駿河に入部しようとしたところ、国人衆が反対し合戦に及んだのである。

静岡県史では千代秋丸を支持する内者の三浦・進藤氏らが国人衆の狩野・興津・富士氏らの協力をとりつけ、今川範忠と戦ったと推定している。^⑪

その後今川範忠は興津氏らの懲罰を念頭に、その所領の没収に動いたが、幕府は関東公方足利持氏に対する懸念から、興津氏らを赦免し、次のように興津郷・および上野郷を返付させている。

「興津美作守国清申

駿河国興津郷内本知行分、同国富士上野郷等事

但除大平賀々度村甲斐国関等、任九月廿日御教書之旨、被返付下地於国清代、可執進請取之状由所候也、仍執達如件

永享七年十一月十二日

民部大輔（今川範忠）（花押）

朝比奈肥後入道殿^⑫

すなわち、この時上野郷の地頭職が一
時興津氏の手を離れ、今川範忠の代官の
支配に帰し、その後興津美作守国清に返
付されたことが明確である。

この文書から、あらためて前述の大石
寺闕所問題が永享五年（永享十二年頃）
におこった事件であることがわかる。

なおこの「興津美作守国清」は、興津
氏の当主は受領名を代々美作守を名乗っ
ており、この事件で氏清—国清と代替わ
りしたものと推定される。（つづく）

補注

① 富士宗学要集① 185頁

② 富士日興上人詳伝 834頁

③ 静岡県史通史編② 343頁、351頁参照

④ 静岡県史資料編⑥ 一三二〇文書 駿河

守護今川泰範書下 大石寺文書

⑤ 静岡県史資料編⑥ 一三五〇文書 興津

法陽去状 大石寺文書

⑥ 静岡県史資料編⑥ 一一五三文書 氏清

書状 安房妙本寺文書

「上野、東御堂あんとれうそくりやう
とて、三十貫文給候了、わたし状のあ
んもん給候、物かく物候ハす候間、ほ
んのことく身かかきうつし候て令進了、
きやうこうにおき候ても、しさいある
へからす候へく候、以御使御申■
るへく候、恐々謹言、
（明德三年） 壬十月廿二日
氏清（花押）

御返事

⑦ 日蓮宗宗学全書⑤ 44頁「門徒古事」

「雖^レ然或^ハ御影堂造立^シ候間無^レ隙云云、

使者ノ云御影堂ヲウラレ候テモ先^ニ奏聞

ヲ可^レ被^レ本ト云云、主人ノ云^フサニテハ

候エドモト計云云、サテハメヅラシキ

沙汰ナレ、是富士大石寺云云」

富士宗学要集⑧ 190頁

（等身御影裏書）「敬白大施主、奥州

法華宗僧俗男女、野州法華宗等僧俗男

女、武州法華宗等僧俗男女、駿州法華

宗等。嘉慶二年太才戊辰十月十三日、

願主卿阿闍梨日時在り判、仏師越前法

橋快恵在り判。」

⑧ 富士宗学要集⑧ 191頁

⑨ 現在みられるような宗派仏教の体制は、
室町期にはじまり、近世期に定着した
ものであり、室町・鎌倉期以前に現在
のような宗派意識がなかったことはし
ばしば指摘されるところである。

⑩ これに類する事件は、すでに見てきた
ように保田妙本寺や重須本門寺でも起
こっていた。富士門流の諸寺院は寺家
としては小規模で未成熟な集団であり、
存立基盤がいまだ脆弱であったことを
意味する。

⑪ 静岡県史通史編② 370頁参照

⑫ 静岡県史資料編⑥ 一八九一文書 駿河

守護今川範忠奉書写

戦国期における富士門徒の動向Ⅱ

河東一乱と富士門徒〔九〕

菅野憲道

八、大石寺における寺家の形成

(つづき)

国人領主興津氏と大石寺は従来からの縁故もあり^①、比較的良好な関係であったと思われ、東坊地をめぐる争論にもこれが時師側に有利にはたらく落着いたのであった。その後はしばらく安定期が続き、有師の時代に大石寺家の基盤がほぼ固まったのである。

ところが、戦国期に入ると、荘園制の崩壊、幕府の権威失墜などによって、荘園領主や守護大名などが集中した京都を中心とする全国統一的なネットワークが解体し、しばしば交通や経済も分断され、戦国大名による分国制がしかれるようになる。

そのために、富士門流でも大石寺・妙

本寺・要法寺など広域にわたる本末関係のうえに成り立っていた寺家は、大きな打撃を被り、戦乱や領主の交替などで、本寺・地方末寺ともに衰退が続いた。^②

駿河では今川氏親の頃から、分国法である今川仮名目録が成立し、検地を実施するなど、早い時期から大名領国制がしかれ、興津氏・富士氏などの有力国人衆も、しだいに今川氏の被官化していった。次の文書は日鎮師(有師の後董)の代に出されたものである。

「大石寺門前之山公事之儀、余就御佗事永指置申処実也、何様之子細候共、於後日違乱申間敷候、仍為後日如件、

大永三年(1523)癸未 九月九日

井出惣左衛門尉盛重(花押)
大石寺江^③

この井出惣左衛門盛重は、興津氏の代官として上野郷の在地支配にあたつた重須本門寺の檀越・井出周防^④の子孫と思われる、後に伊賀守を称した戦国期富士地方における有力土豪である。^⑤

すなわちこの頃の上野郷の地頭職は、すでに興津氏の手を離れ、国主今川氏から井出惣左衛門盛重の給地として宛て行われていたものと考えられる。この新しい領主が独自に山公事として大石寺の門前在家に、たびたび人足等の課役をかけていたものであろう。そのため何度も大石寺の「佗事」(陳情)があり、ようやく免除の書下を得たのであった。

このように、在地においては、戦乱な

どによつて領主が交替した際に、旧の領主から保証されていた免税特権が必ずしも新領主に継承されるとは限らず、新領主の意向によつて寺領を失い退転した寺家も少なくなかつたのである。

又、この文書にはじめて「大石寺門前」の文言が見られる。この「門前」とは門前在家とも被官百姓とも称し、大石寺に隷属する在家である。

この当時の大石寺の構成を明らかにする資料は少ないが、本堂・御堂を中心に、大坊その他の支坊が点在し、大坊はじめそれぞれの支坊には住僧・同宿・下人などが居住していたと考えられる。さらに南門西辺に門前在家が屋敷を与えられ、寺中の諸役に奉仕していたと考えられる。

ところで、被官百姓といえ、大石寺田畑の耕作に従事する農家のように想像されやすいが、けしてそうばかりとはいえない。

江戸中期の文書に次のような記載がある。

「駿州富士郡上野大石寺坊中役料

第一 役料由来之事

古えより当山の寺中に於いても、各々人馬を抱え、或は雑人を雇い、本意に非ずといえども農業に励んで坊跡を漸く相続し、番役等を務め来たり候。

然るに累年世上一同の飢饉のため、大衆の過半は飢渴に責めらる。茲に因つて去る正徳元年、日有師より御救金として七兩二分但敷金十五兩也大衆中へ之を下し置かれ候。然りと雖も衆中も敢えて之を分配せず、即ち檀中に預け置き候。而して後寺中の□をあい伺い、旦暮の営みを聞き及ぶの所、耕作についてはかえつて損失多く、或は田畠を以て質物に入るの間、衣食ますます不足し、困窮いよいよ極まりなく候。況や、人の穀物を擣き篋いすと雖も、仏前は是れが為にしかるべく穢るること世路の風塵、在家と異ならずと。況や遠路参詣の輩、国風を知らず還つて心中に誹謗を加うと。」^⑥

この文書は、正徳・享保の頃、宥師・寛師・養師などが塔中役僧等の窮乏を見かねて、役料の飯米を支給する制度を創設し、その基本金を作った時の趣意書であるが、これによれば、それまで各支坊

とも住僧が人馬や雑人を雇い、農耕に従事してようやく糊口をふさいでいたという。それも不作の時は飢えに責められて借金がかさみ、次第に困窮してゆき、僧坊の仏前も農作業で雑然とし、塵埃にまみれていたことが記されている。

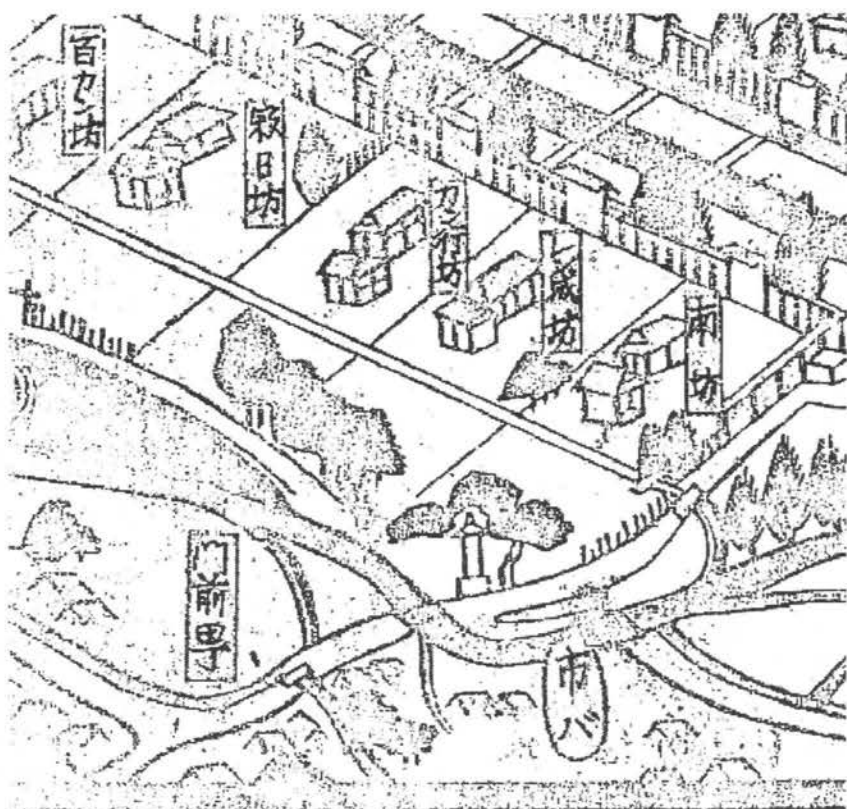
多少の誇張はあるにせよ、この文書が示すように、大石寺が隆盛期にあった江戸中期ですら、いまだ住僧の日常は農作業に追われるのがつねであつた。ましてや室町・戦国期において、農作業が大衆の重要な作務であつたことは想像に難くない。^⑦

要するに、僧衆の中でも、天台の談所などで修学できる学生は極めて恵まれた生え抜きの僧侶であり、ほとんどの大衆は少年の頃から山仕事や農作業を初めてする労役に従事していたのであろう。

鎌倉期においても、日興上人や日目上人も農作に従事されている様子がご消息文中に散見されるが^⑧、戦国期にわずかな寺領しか持たない寺院の一般僧侶の日常生活はさらに貧しく、その時間と体力は普段は主に農耕に費やされたものと思われる。

したがって、これら門前在家における

- 14 -



図⑥：「門前町」の語が見える江戸期の大石寺図

衛門尉親能しよ状
まきれなきゆへ、
御きめとして申う
けらるゝ間、せん
れいにまかせて、
もんせんむねへち
・かこふしん・さ
いもくとうをもた
する人足、諸てん
やくめんきよをハ
んぬ、竹木をきり
とり、或ハせつ生
或はらうせきいら
んのやからあら
は、はやくちうし
んのうへ、きうめ
いあるへき者也、
仍如件、
□（印文「帰」）

しかし、大石寺・重須本門寺などはす
でに「喬山めんきよ」とあって氏親時代
から「棟別銭・駕籠普請・材木を持たす
人足・諸伝役」の免許をうけ「竹木を切
り取り」「殺生」「狼藉違乱」の禁制を
受けていたのであった。（つづく）

補注

①大石寺蔵日興上人写経に「興津左衛門
三郎時業」の名が見られ、上野殿御返
事では「おきつの事」と見られる。

『日興門流上代事典』往見。また興津
氏に関する研究として、大石泰史「興
津氏に関する基礎的考察」（論集『戦
国大名から將軍権力へ』所収）があ
る。

②要法寺日辰は『日尊伝』で「三十六ヶ
所とは雲州安養寺住本寺に附くなり、
丹波の上興寺上行寺に附くなり、伊豆
伊藤の六ヶ寺天文弘治の比実成寺広宣寺
妙蓮寺等なり、血脈は日目日尊日誓日眼日
出日典日能云云西山と通ず、下野の稗田
石田の二ヶ寺大石寺に附く、奥州実成
寺一円寺上行寺に附く」と記し、『負薪
記』では「伊豆伊藤の六ヶ寺は日尊門

「駿河国富士郡うへ野の郷之内大石寺
門前しよやくならひにむねへちとうの
事

右、先年喬山めんきよのはんきやうを
なしをかるゝところに、他所にあつけ
しつきやくと云々、しさい長池九郎左

享禄貳年三月十九日

大石寺^⑥

駿河では今川氏親の段階で、検地が実
施され、段銭・地子・棟別等が一国平均
に課役され、その他、臨時の諸役が徴収
されていた。

徒を捨て、或は大石寺に帰し、或は西山に付き、或は重須に伏す、下野日尊門徒多くは大石に付く、京都の僧旦一人二人五人三人多く本能に帰し：：」と下野・伊豆等の門徒が他山に転じたことを歎いている。また妙本寺門流では日向の多くの末寺が領主の弾圧にあつて廃絶している。大石寺では土佐国幡多の大乗坊が廃退している。

③ 静史③八一八文書「井出盛重書下」大石寺文書

④ 保田文書『雑々聞書』（奥書）文明五年⁽¹⁴⁷³⁾癸巳六月十七日書畢。富士郡上野郷之内井出周防殿持仏堂ニテ書畢。『文明問答記』（¹⁴⁸²）「良有テ重須日淨上人衆僧余多引具シ同檀方ニハ井出周防入道妙行重須ノ御檀那也、」

⑤ 井出惣左衛門盛重については大久保俊昭「駿河井出氏の研究」『地方史研究』196が詳しい。但し狩宿井出氏の新三―駒若―伝右衛門の系譜は誤解と思われる。

⑥ 諸記録①二七二頁

⑦ 多くの寺院では近年まで、寺僧が山仕事や農作業に従事していた。現に筆者

の小僧の頃（昭和三十五年頃）は大石寺でも、まだ貫首上人以下総出で田植えを行っていた。

⑧ 『日目上人』（継命新聞社刊）九二頁 往見。日興上人全集一五五頁・西御房御返事「御手作の熟瓜二籠」他。

⑨ 日我筆『妙本寺年中行事』の正月八日の項に大工始がある。寺大工と思われる。また静史②一二五八文書は、北山本門寺から和氏（渡井氏）に漆の取り寄せを依頼した書状であり、寺内で仏具などに加漆したことが分かる。

⑩ 川苔は鎌倉期から芝川の特産物で、戦国期には北条氏等への進物にも使われている。要集⑧四二頁。同『戦国遺文後北条氏』一五七六・二〇八七・四〇六九・四二一九各文書。大石寺では明治期まで芝川苔が進物として使用されており、寺内において生産されたものと考えられる。

⑪ 時代は下るが『諸記録』①二九一頁に寛延四年の門前番帳の写しがあり、当番制で大坊に詰め夜回りをしていたことが分かる。不寝番は戦国期から続いた重要な番役であったと思われる。

⑫ 静史③二二七九文書（旧県史②四〇頁・富要集⑨四〇頁）

今川義元判物「駿河国富士郡上野郷之内大石寺門前諸役并棟別拾壱間之事（以下略）」

⑬ 静史③二八一四文書（旧県史②四二頁・富要集⑨四一頁）

今川氏真判物「駿河国富士郡上野郷大石寺諸役免許之事、一、門前之内棟別拾壱間、」

⑭ 旧県史②五〇頁・富要集⑨四五頁小栗吉忠手形。

豊臣時代、駿河が徳川領五カ国の一つになった際の徳川家臣の棟別免許の証状である。

⑮ 諸記録①二五〇頁・二九〇頁以下。安永期の「大石寺人別帳」にはすでに門前在家が含まれていない。なお被官百姓の研究として古島敏雄・関島久雄共著『徭役労働制の崩壊過程』―伊那被官の研究が古典的名著である。

⑯ 静史③一〇三六文書（旧県史②三三頁・富要集⑨三五頁） 寿桂尼朱印状。なお文中の長池親能とは鶴津山城主・鷲津本興寺の檀越でもある。

戦国期における富士門徒の動向Ⅱ

河東一乱と富士門徒〔十〕

菅野憲道

九、つかの間の平和・三国同盟

近世期の軍記物「相州兵乱記」〔関八州古戦録〕などでは、天文二十三年（1554）春、北条氏が再び富士下方に侵攻し、今川・武田軍と富士加島で対陣したが、太原崇孚（雪斎）の斡旋によって和議となり、急転して三国同盟をむすんだとされている。これらの書では「善得寺の会盟」として、今川義元・武田信玄・北条氏康が吉原（今泉）の善得寺において会合し、和睦の証しとしてそれぞれ姻戚関係を結んだことになっている。

「武田信玄」などの小説やTVドラマにおいても、この善得寺での三人の対面は名場面の一つとなっている。

しかし近年の歴史研究では、この第

三次河東一乱ともいうべき軍事行動も、善得寺の会盟も、後世につくられた創作で、史実ではないというのが通説である。たしかに、このような事実を裏付ける一次資料は皆無で、三人の武将にもこのような動静をうかがわせる文書もない。

ただし、この時期の三国間における外交上の動きでは、天文二十一年冬今川義元の娘と武田信玄の長男義信との婚姻が結ばれ、天文二十三年七月には今川義元の嫡男氏真と北条氏康の娘（早川殿）との婚儀がととのい、さらに同年十二月には武田信玄の娘が北条氏康の長男氏政に輿入れするなど、三国同盟が実質的に成立していたことは首肯されている。（次頁「姻戚関係図」参照）^①

この頃、駿甲相三国はそれぞれが領土拡大をめざして三河、北信濃、北関東に兵を出して侵攻をくり返していたため、その後背にあたる河東地域の安定が急務であり、軍略上の思惑が互いに一致し、三国が手を結ぶ動きはすでに天文十九、二十年頃から始まっていた。

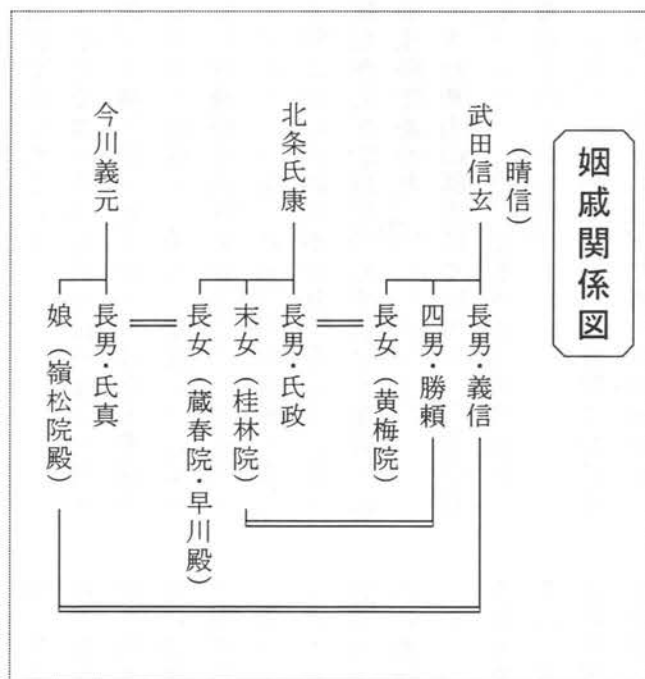
ために今川氏は領内においても、検地の実施、「かな目録追加法」の制定、伝馬制の整備、寺社の保護など領内の安定と殖産につとめ、この地の平和と秩序が保たれている。^②

この時期に今川氏が発給した富士門徒に関する文書は、小泉久遠寺^③、北山本門寺、大石寺への安堵状があげられる。

「駿河国富士上方本門寺之事

右、以前々数通之判形、免許之棟別家

姻戚関係図



北山本門寺は、すでに氏親・氏輝の代から不入の特権を与えられており、義元の代には重須郷の百姓職を認められ、重須郷一円の年貢を領主に代行して徴収し、一括して今川氏に納める役をしている。また、天文十二年段階では門前在家の棟別銭十間分の免除であったものが、この段階で十五間に加増されている。

これはさらに永禄三年(1560)段階で、今川氏真によって二十間に増やされている。

文中の「四分一」の役とは、普請人足役のことで、領国中に一率に賦課された諸役の一つである。これは氏親代から人足役として賦課されており、義元代に四分一役として明文化されている。

各郷村の在家四間に一人の割合、寺社の場合も門前在家四間に一人の割合で人足を徴用された。なお永禄の頃には銭納に転化していたと推測される。したがって、当時今川領国内に例外なしに課した「当座一返の雇い」すなわち城普請や軍役など臨時

の諸役や四分一なども免除され、定まった年貢の一括納入を請負う以外、寺領の検地も四分一も、伝役も免除され、守護不入があらためて保証されている。^⑤

このような今川氏による好意的な待遇の背景には以下のような事情が考えられる。すでに連載第三回めで述べたように本門寺衆徒の軍功によって氏親代に本門寺の寺号公許と守護不入の特権を得て、従前から優遇されていたが、さらに富士氏や興津氏などを寄親とする井出一族など在地の有力土豪を檀越としていたこと、今川氏の有力被官で、太原雪斎の出自・興津氏などともつながりがあったこと^⑥などが、こうした優遇策になったのであろう。

「棟別家数棟退転之間」とは河東一乱における影響をものがたるもので、戦乱によって門前在家が逃散ないし没落し、その後八間まで相続し、今回新規に七間加えて十五間の棟別免除を認められた。これは小領主としての性格をもつ寺家にとつては、寺領の加増と同様の意味をもつ。

ところで、最近の史書にみる中世社会

数等退転之間、只今相改、八間除帳面、并新在家七間免除之、如前々為不入之地、合拾五間分領掌不可有相違、若惣国中不入之地、当座一返四分一等、為雇雖申付、於彼寺者不準自余、任先判之旨、年貢之外検地・四分一・転役等令停止之、不可有地頭代官之綺者也、仍如件、

天文廿一年(1552)三月廿日

治部大輔(花押)

本門寺 日耀上人^④

の歴史像についていえば、当時の民衆には国や在地領主の庇護、あるいは法による一律で公平な保護などということはあるにえ、自力による救済が当然であったことが指摘されている。また当時の農村社会は定着度が弱く、飢饉や自然災害、疫病、戦乱によって多くの人々が流民化し没落して、近世の村落のような、安定した鄉村社会をつくるには至っておらず、百姓・作人層はたえず縁を頼って流浪する浮浪民的性格がつよく、流動性の高い時代であったという。

そこでおのずから人々是一家・一門・門流・講・座・党・惣・一揆など多様な共同体を組織し、そこに従属してはじめて生存競争を生き延びることができたといわれる。公家・武家であれ寺家であれ、多種多様な共同体が生れ、その共同に一蓮托生して忠誠をつくすことが生存の必要条件であった。^⑦

寺社勢力の歴史についても、今日的課題として、こうした視点からの再検討が要請されている。^⑧

日蓮門下においても、鎌倉期における教団は、個々の僧侶や有力檀越の共感・

合意に基づく自然発生的なサークルであって、それぞれの僧俗が従属する家や組織は別にあり、宗派として教団組織が共同体のレベルにまで発達を上げていない。

日蓮門下の諸門流が寺家として、組織・財政・人事・外交・防衛など、共同体としての教団に発展するのは室町中期頃であると考えられ、諸門流の本寺では、教団の貫首をはじめ上層の僧侶、有力檀越を頂点として、衆徒、発心者・被官百姓・下人などで階層的に一つの生活共同体が構成されるようになり、門流内に独自の置文・定・規式などが定められ、寺家に従属する衆徒はこれらを遵守することが求められた。

北山本門寺が、開基檀越石川氏の没落にもかかわらず、室町中期頃から在地の寺家勢力として再興され、重須一円の農民を支配する百姓職を持ちえたのも、むしろ鎌倉時代以来の伝統的な寺家を中核として、在地土豪・井出氏らをはじめ、重須郷の百姓・作人層が求心的に再編され、戦国期における村落社会を形成していったためであり、一揆（共

同体化）という時代的要請によるものと考えられる。

つぎに、この時期に大石寺に宛てられた今川義元の禁制・および判物を検討する。

「○定（印文「如律令」）

一 雖為大宮之役、就無前々儀者、不可及沙汰之事

一 門前商賈之物不可有諸役事

一 於門前前々市無之處、只今立之儀令停止之事

右条々、為新儀之条、堅所申付也、若於違犯之輩者、依注進可加下知者也、仍如件、

天文廿四（1555） 六月七日

大石寺」^⑨

「駿河国富士郡上野郷之内大石寺門前諸役并棟別拾宅間之事

右、免許之旨所顕先判也、但棟別之員

数只今載之岩本加籠普請之四分一事、

被遂訴訟間、領掌了、号雇可申付儀令

停止之、并諸給主山之事、如前々為無

縁所之条、不及其役、薪草可取之、葺

萱之事、是又同前令免除者也、仍如件

天文廿四 六月七日

治部大輔（花押）」^⑩

この禁制の文言は、決まり文句の「甲乙人等乱暴狼藉」や「放火」などではない。すでにこの地では戦乱の余燼はおさまって治安がたもたれていたもので、これらの文言は不用であった。

内容は大宮の役や門前商売に関する課税・徴用を禁止する旨の布令である。この頃、大石寺門前には市場^⑪が形成され、その商取引に課税する行為と新規の市立を禁じた制札である。

この禁制が大石寺側の要請によつて発給された事と思ひ合わせれば、大石寺が門前商賣に関わつていたことが明らかで、寺家の權益にかかわることでもあつただろう。

また大宮の役とは、富士浅間社の造営料や風祭の勸進が大宮司富士氏等によつて河東一円に課税されていたが、大石寺では従来からこれを信仰的教義的立場から拒否していたものと思われ、これを今川氏に侘び言して禁制の条文に明記してもらつたものであろう。戦国大名による領国支配は、この今川氏のように一方で浅間社の造営料課役や、風祭勸進を一國例外なく認め、一方で大石寺等の例外を

認めるなど、やや場当たりの裁定が普通であつたのだろう。

つぎに安堵の判物については棟別十一軒の免許は従来通り、岩本加籠普請の四分一の人足役の免除は大石寺の「訴訟」によつてこれを免除し、また山造りの人足役の免除、薪・草・萱等の採取は従来通りとして安堵されている。

大石寺は、伝統的に下野・奥州出身の寺家衆が多く、在地土豪との関係は希薄だったため、河東地域に教勢を拡げることができなかったようである。その分、今川氏の待遇も本門寺よりは軽かつたといえる。

かくして、河東一乱以降、天文二十年（一五五二）頃から永祿三年（一五六〇）に桶狭間で義元が討たれ、同十二年（一五六九）に武田氏の侵略を受けるまで、十数年間つかの間の平和が訪れ、要法寺日辰師などもこの時期に三度にわたつて富士四か寺を訪れ、諸山の融和を試みたりしている。

ただし、保田妙本寺の場合は、三国同盟とこの地域の安定が、かえつて北条・里見の対立の激化をまねき、房州湾岸は

戦場化して日我師をはじめ寺家衆は数年にわたつて避難・流浪の生活強いられたのは災難であつた。（この章おわり）

《補注》

- ① 静岡県史通史編② 848頁参照
- ② 静岡県史資料編③ 二〇二一―二一八四文書、二一七二文書、二〇四一―二〇四二文書
- ③ 小泉久遠寺の件は連載（六）に述べた。
- ④ 静岡県史資料編③ 二一〇文書
- ⑤ 守護不入について「かな目録追加」に戦国大名の支配権が及ばないものではないとして、当時、不入権は基本的に制限する方向にあつた。静岡県史通史編② 868頁参照
- ⑥ 永祿五年、井出藤九郎妻蓮如（井出志摩守母・興津氏）より紫式部双紙を北山本門寺に納める。（記録在本門寺）
- ⑦ 井原今朝男「中世寺院と民衆」参照。臨川書院
- ⑧ すなわち伝統的な教義史や教団史などのように信仰的視点ばかりでなく、歴史社会の中での教団という世俗的視点をもたなければ、教団史や教義展開史も皮相的なものにおわる。
- ⑨ 静岡県史資料編③ 二二七八文書
- ⑩ 静岡県史資料編③ 二二七九文書
- ⑪ 前回五月号に江戸後期の「大石寺」図を掲載したが、三門西側に「市場」の地名が見える。なお新規の市立てを禁じた同趣旨の禁制は、永祿三年も今川氏真によつて再発給されている。